

住みなれた地域で支え合う

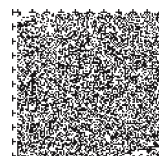


心豊かな共生のまち 紀の川市

第2次 紀の川市障害者基本計画



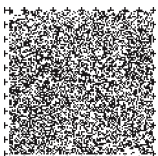
平成29年3月



表紙の絵は

2011（平成23）年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト入賞作品
水間 心 さん（当時 池田小学校 3年生）の作品です。

現在、水間さんは、紀の川市立 打田中学校に進学されています。



はじめに

紀の川市が誕生し 10 年余りが経過しました。この間、本市では「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像に掲げ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、協働でまちづくりを進めてまいりました。

障害福祉施策では、障害の有無にかかわらず一人ひとりが互いに支え合い、だれもが安心して生活できる地域づくりを目指し、「住みなれた地域で支えあい、ともに生きるまちづくり」を基本理念とした「第 1 次紀の川市障害者基本計画」を平成 19 年に策定し、この 10 年間に障害福祉の充実に努めてまいりました。



しかし、近年では自然災害の頻発、少子高齢化のさらなる進展、高度情報化による情報の氾濫など社会経済情勢が変化するなか、災害時の避難対応や支援者の高齢化による「親亡き後」への対応、経済的自立の礎となる雇用就労問題などまだまだ障害者を取り巻く厳しい課題があります。

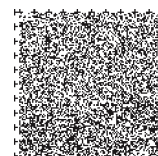
このような中、障害者基本法の改正をはじめとした障害者福祉関係法令の改正や施行に対応し、また国における「障害者基本計画」や和歌山県障害者計画「紀の国障害者プラン」など関連計画等の方針を踏まえつつ、本市における今後 10 年間の障害者施策の総合的かつ計画的な展開を図るため「第 2 次紀の川市障害者基本計画」を策定いたしました。

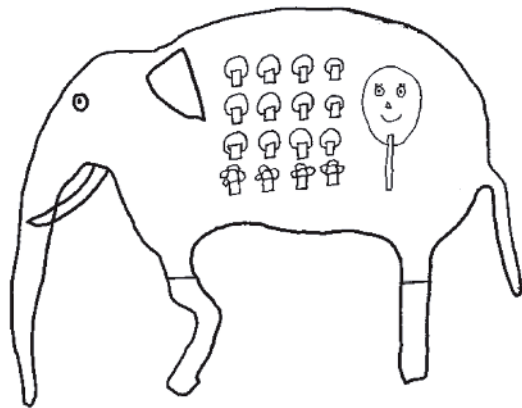
今後、計画の推進にあたり、市と関係機関が連携を密にし、障害者とその家族や支援者、地域の人々など市民の皆様とともに力を合わせて取り組むことが重要であると考えておりますので、皆様方のさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました紀の川市障害者基本計画等策定委員会の委員の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

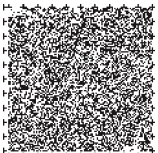
紀の川市長 中村 慎司





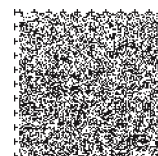
アフリカぞう

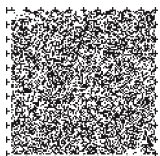
Po-zkk 瀧川幸法さん 画



目 次

第1章 計画の概要	1
第1項 計画策定の趣旨	1
第2項 計画の位置づけ	2
第3項 計画期間	2
第4項 計画策定の流れ	3
第2章 紀の川市の障害者を取り巻く現状と課題	5
第1項 紀の川市障害者基本計画（前計画）の評価・検証	5
第2項 統計データからみた特徴	22
第3項 アンケート調査結果の概要	28
第4項 課題と基本的な視点	37
第3章 施策体系	41
第1項 基本理念	41
第2項 基本目標	42
第3項 施策の体系	44
第4章 基本目標1 理解と支え合いによるまちづくり	45
今後の方向性	45
基本的な施策	45
第5章 基本目標2 地域で心豊かに暮らせるまちづくり	49
今後の方向性	49
基本的な施策	49
第6章 基本目標3 働き続けることのできるまちづくり	58
今後の方向性	58
基本的な施策	58
第7章 基本目標4 安全・安心が確保されるまちづくり	61
今後の方向性	61
基本的な施策	62
第8章 計画の推進と達成状況の点検及び評価	65
第1項 関係機関・団体との連携	65
第2項 計画の進行管理、点検・評価	65
資 料 編	67





第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

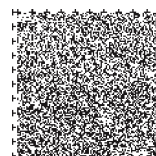
紀の川市では、合併2年後の平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とし、障害者施策を総合的、計画的に推進するため「紀の川市障害者基本計画」を策定し、障害者施策の体系的な推進を図ってきました。

この間に、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、平成23年度には「障害者基本法」が改正されるとともに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が成立しました。平成24年度には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が制定されました。

さらに、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障害者の権利保護や共生社会の実現に向けた法令が相次いで整備されました。

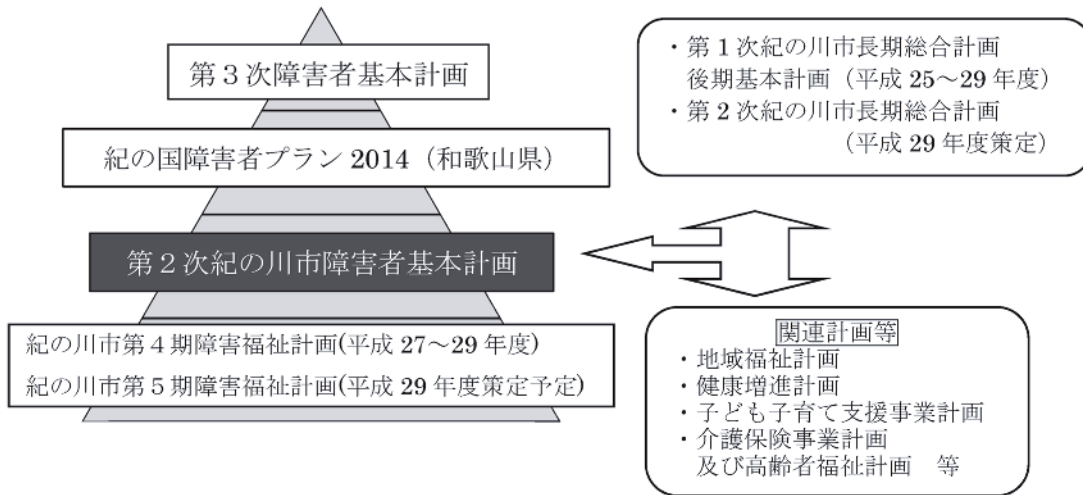
また、平成28年6月には、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を盛り込んだ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

このような中、前計画の点検・検証を行い、新たな社会情勢に対応し、利用者本位のサービスを実現すべく平成29年度からを計画期間とする「第2次紀の川市障害者基本計画」を策定しました。



第2項 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画であり、国の障害者基本計画、和歌山県の紀の国障害者プラン2014を基本的方向とし、紀の川市長期総合計画、紀の川市地域福祉計画など関連する計画とも連携して計画の推進を図ります。

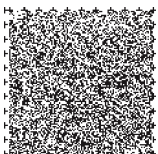


第3項 計画期間

この計画は、平成29年度から平成38年度までの10か年を計画期間とします。

■計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障害者基本計画	第1次紀の川市障害者基本計画		第2次紀の川市障害者基本計画 ※平成38年度まで						
障害福祉計画	紀の川市第4期障害福祉計画			紀の川市第5期障害福祉計画			紀の川市第6期障害福祉計画		



第4項 計画策定の流れ

(1) 紀の川市障害者基本計画等策定委員会における審議

計画策定にあたり、広く関係者の意見を伺い、また市民の意見を反映するという観点から、学識経験者、障害福祉関係機関や障害者当事者団体の代表、市民などで構成された紀の川市障害者基本計画等策定委員会において討議し計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

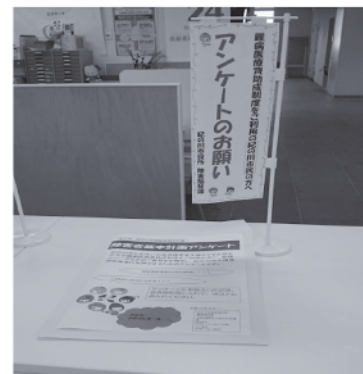
計画策定の基礎資料とするため、市内に居住する障害のある人や児童又はその保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

①調査の対象

区 分	送付人数
身体障害者手帳所持者	997
療育手帳所持者	186
精神障害者保健福祉手帳所持者	95
自立支援医療（精神通院）受給者	140
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 （心身障害児扶養手当受給者）	32
難病医療費助成制度利用者	50
合 計	1,500

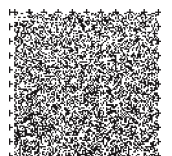
②調査方法

アンケート調査については、郵送配布・郵送回収で実施し、希望された方には、訪問による聞き取り調査をしました。難病医療費助成制度利用者については、受給者証の更新時期に、岩出保健所内にアンケート用紙を設置し、協力いただきました。回答者は本人か、本人以外の場合は本人との続柄を明記してもらいました。



③実施期間

平成28年10月1日（土）～平成28年10月31日（月）



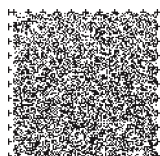
(3) 障害福祉事業所利用者（若年層）、障害児者父母の会会員、
難病患者家族会会員、支援学校及び市内特別支援学級教員
へのヒアリング等の実施

若年層及び難病患者等の意見を把握するため、障害児者父母の会で支援学校に通う会員をはじめ、基幹相談支援センター*や障害福祉事業所に通う20歳代～50歳代の方にヒアリング等を行いました。また難病患者家族会会員、支援学校教員や市内特別支援学級教員にも調査票を送付し、意見を集約しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画は、パブリックコメント*を実施し、広く市民から意見を伺い、計画策定に反映しました。

「*」のついた語句は、資料編9「用語解説」において説明しています。

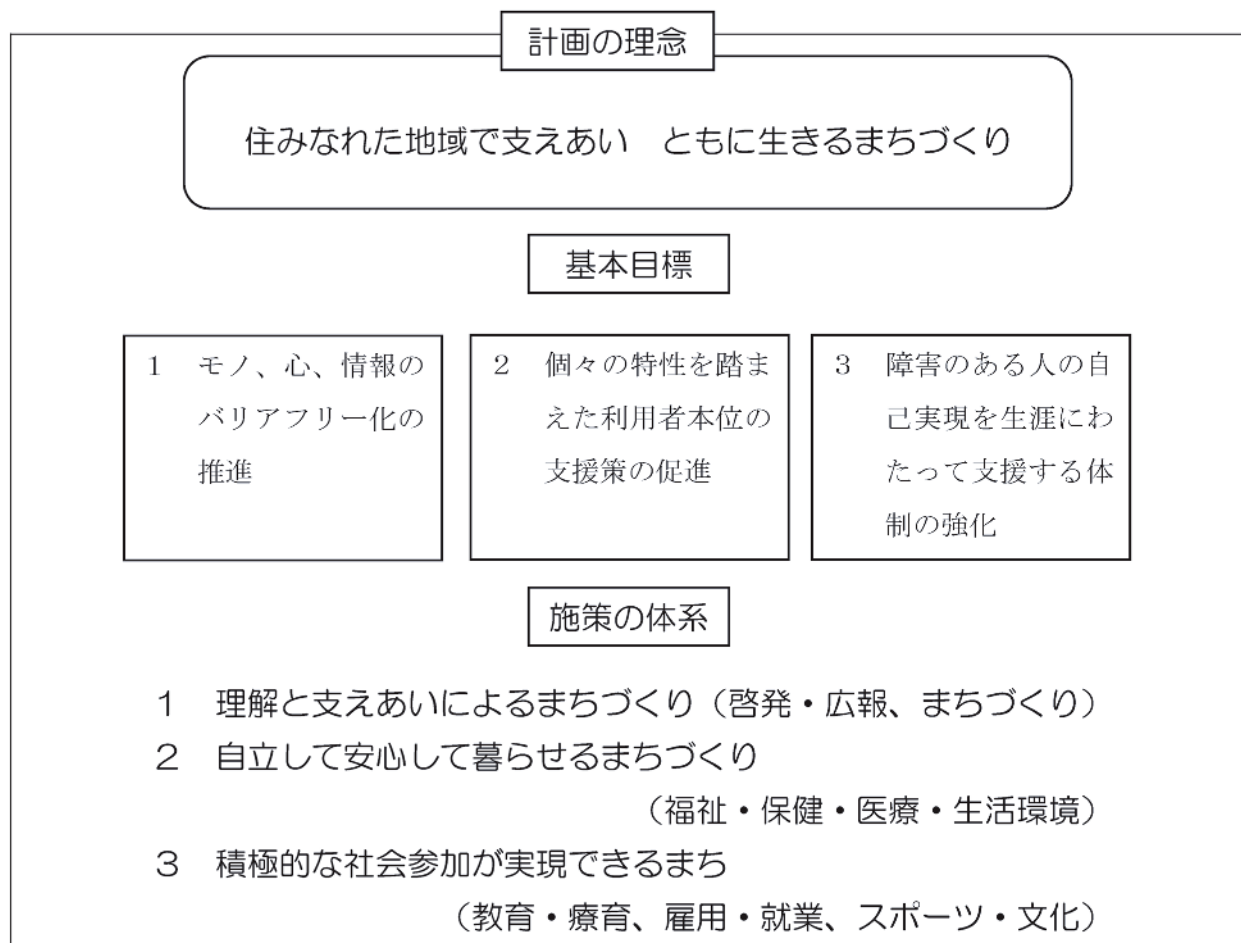


第2章 紀の川市の障害者を取り巻く現状と課題

第1項 紀の川市障害者基本計画（前計画）の評価・検証

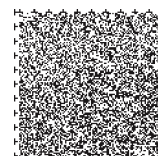
紀の川市では、平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「紀の川市障害者基本計画」（前計画）に基づいて、さまざまな障害者施策を推進してきました。

●前計画（平成19年度から平成28年度）の概要



前計画に基づく障害者施策の推進は、一定の成果をあげている一方、今後解決すべき課題も残されています。

以下に、前計画に基づく10年間の成果、現状、課題を「施策の体系」ごとに簡単に説明します。

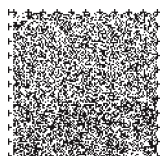


1 理解と支えあいによるまちづくり（啓発・広報、まちづくり）

(1) 啓発・広報・交流について

①啓発活動の推進

成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆那賀圏域障害児・者自立支援協議会*に、障害に対する理解促進、障害理解のための啓発事業を委託し、就労支援部会、精神障害部会、防災部会、こども部会、人材育成部会のそれぞれの部会において市民や事業者に対し研修会を開催している。 ◆人権に関する団体の代表者や学識経験者等で構成されている人権委員会が中心となり、「差別をなくし明るいまちづくり」を目指して、人権講演会、人権映画会の開催や、市民まつり等の各種イベントにおいて啓発物資の配布や人権クイズの実施、駅頭、街頭、企業訪問による啓発を実施している。 ◆市内小中学校では「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づき人権について学んでいる。 ◆生涯学習課では、広く市民に人権に関する研修会に参加してもらうため「目からウロコのじんけん学習講座*」を実施し、障害をはじめあらゆる人権についての啓発の機会を設けている。 ◆社会福祉協議会では福祉教育事業として市内小中学校で、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験セットを用い、障害への理解と福祉のこころを育む活動をしている。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙等で研修会についての情報発信を行っているが、参加する市民が固定化しており、一人でも多くの市民の参加を得たい。 ◆平成27年度に実施した、無作為抽出により選ばれた市民2,000人を対象とした人権に関する市民意識調査の結果では、障害のある人について、人々の認識や理解が十分でないとの回答が多く、障害に対する理解・啓発は、引き続き課題である。

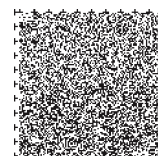


②交流・ふれあいの促進

成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆障害児者関係団体では、独自のイベントを実施して会員相互の交流、親睦を活発に行っている。 ◆盲・ろう・支援学校に通う児童の保護者の希望があれば、年に数回程度、地域の小学校との交流を実施している。 ◆地域の小学校と支援学校の児童の交流は、まだ十分でない。 ◆障害のあるなしに関わらず、多くの市民が参加し、交流のできる場が必要である。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆障害児者関係団体内の交流は盛んであるが、地域住民との交流の機会は少ないのが課題である。

③広報の充実

成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙やホームページ、フェイスブック等情報発信の方法を多様化し、広報紙については子どもから高齢者までわかりやすく親しみやすい紙面を心がけている。 ◆月1回発行の社会福祉協議会広報「福祉きのかわ」にボランティア関連記事や活動状況の報告を掲載している。 ◆市民朗読グループ“かしの木”のメンバーが、毎月広報の紙面を読み上げて録音し、社会福祉協議会貴志川支所を通じ、視覚障害等の方に渡している。月に5名程度の利用がある。 ◆障害福祉の制度などを紹介した「紀の川市暮らしのガイドブック」を発行、各戸配付した。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信の方法として新たに加えたフェイスブック開設についての周知と参加を呼びかけていく必要がある。



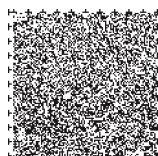
(2) 身近な福祉ネットワークの整備

① ボランティア活動への支援

成果や現状
<p>◆社会福祉協議会が手話教室を中止した平成24年度から、障害福祉課が手話教室を始めた。平成26年度には手話教室を入門課程*とし、平成27年度に基礎課程*を加え、さらに平成28年度からはステップアップ講座*も実施している。</p> <p>◆社会福祉協議会では、ボランティア活動に携わっている方、ボランティアに関心のある方々に対し、各種ボランティア養成講座を開催しボランティアの育成に努めている。</p> <p>また、夏休み期間等を利用して小中高生を中心に「サマーチャレンジ」「サマーボランティアスクール」を開催し、ボランティア活動へのきっかけ作りに取り組んでいる。各地域においては、高齢者の孤独感の解消を目的に市内63か所に「ふれあいいきいきサロン」を開設し、地域ぐるみでの見守り活動に結びつけている。</p>
課題など
<p>◆ボランティアの高齢化への対策が課題である。</p> <p>◆障害のある人にかかわるボランティアを、積極的に養成していかなければならない。</p>

② 福祉団体活動への支援

成果や現状
<p>◆身体障害者連盟、障害児者父母の会、精神障害者家族会、難病患者家族会「きほく」に活動補助金を交付し、それぞれの団体活動を行うための支援を行っている。</p> <p>◆団体構成員の高齢化や新規加入者の減少で、ほとんどの団体では会員数が減少している。</p>
課題など
<p>◆団体活動を積極的に市民に周知し新規会員を勧誘することで、活動を活性化し、会員の社会参加を促進する必要がある。</p>



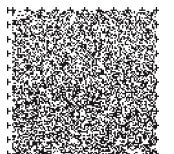
(3) 要援護者の防災対策

① 障害者への緊急時における行動の周知

成果や現状
<p>◆自主防災組織育成事業費補助金*を交付し、各町内会、自治会等に対し、自主防災組織*の組織化を促している。現在125組織あり、63.1%の組織率となっており、人口割からみると70%が組織に入っていることになる。防災知識の普及、啓発研修は、組織ごとに実施してもらうよう指導している。</p> <p>◆自主防災組織化はしているが、活動実績のない組織が多い。</p>
課題など
<p>◆自主防災組織内の要援護者の把握と緊急時を想定した具体的な避難計画を作成し具体的な避難訓練を実施することが課題である。</p>

② 緊急時の対応策の検討

成果や現状
<p>◆災害対策基本法に基づき、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2及び精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、難病患者、要介護3～5を受けている方、その他家族構成等を考慮し支援を必要とする方について、関係部局の協力を得て名簿作成を行なっている。この名簿は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本人の同意を得なくても避難支援に必要な限度で避難支援関係者（区長、民生委員など）に提供できることになっている。</p> <p>また、名簿に登載された方には「要援護者情報提供同意確認書」を送付し、同意された方の情報は平常時から避難支援関係者に提供することで避難支援や安否確認に役立てている。</p>
課題など
<p>◆「要援護者情報提供同意確認書」を提出しない要援護者の援護方法を検討しなければならない。</p>



(4) 福祉のまちづくりの推進

① ノーマライゼーション*のまちづくり

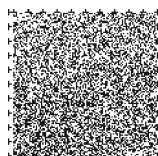
成果や現状
<p>◆平成28年度に「障害を理由とする差別の解消を推進するための紀の川市職員対応要領」を定め、紀の川市職員が市の事務又は事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消についての適切な対応を定めた。</p> <p>◆聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を推進することを目的として、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うと共に、手話奉仕員の養成、研修を行っている。</p>
課題など
<p>◆「障害者差別解消法」を市民に広く周知していかなければならない。</p>

② バリアフリーのまちづくり

成果や現状
<p>◆バリアフリーの紀の川市役所新庁舎を建設。</p> <p>◆公園などの公共施設は、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行っている。</p>
課題など
<p>◆通行車両の増加、経年劣化等により傷んだ市道の整備及び大規模改良工事に伴い、バリアフリー化を進めていかなければならない。</p>

③ 協働ですすめる福祉のまちづくり

成果や現状
<p>◆市民と行政が協働する取り組みについては、着手できなかったのが現状である。</p>
課題など
<p>◆市民、市内事業者、行政が一体となり福祉のまちをつくるという共通認識の醸成及び啓発が引き続き課題である。</p>



(5) 権利擁護

① 人権、財産の保護

成果や現状
<p>◆成年後見制度*を利用する人は、平成28年8月末現在64名である。また後見開始の申し立てをする親族がおらず、市長が申し立てをした件数は表1のとおりとなっている。親族が申し立てをする場合の相談については、市役所でも応じるが、手順の説明や支援などは、おもに基幹相談支援センターである麦の郷紀の川生活支援センターが相談に対応している。</p> <p>◆社会福祉協議会において地域福祉権利擁護事業*の周知を関係者及び関係機関等と連携して行い、表2のと通りの契約状況となっている。</p>
課題など
◆今後も成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知を図る必要がある。

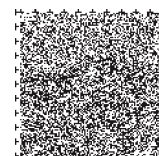
表1 成年後見申立て開始に係る市長申立て件数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規(件)	3	0	0	2	1	1	1	0	1
相談(件)	1	0	0	1	0	0	0	0	1

表2 社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
契約総(件)	23 (9)	21 (10)	22 (12)	20 (12)	22 (15)	18 (14)	20 (16)	23 (16)	29 (20)
新規(件)	7 (1)	7 (1)	6 (4)	2 (1)	7 (4)	0 (0)	4 (4)	3 (0)	11 (5)
相談(件)	14 (4)	7 (1)	6 (5)	9 (4)	15 (9)	6 (5)	9 (5)	11 (6)	20 (12)

()は上記の件数のうち障害者の件数



2 自立して安心して暮らせるまちづくり

(福祉・保健・医療・生活環境)

(1) 総合相談支援体制の充実

成果や現状
<p>◆麦の郷紀の川生活支援センターに障害者相談支援事業を委託し、平成27年度から基幹相談支援センターとして位置づけた。表3のとおり多数の相談が寄せられている。</p> <p>◆那賀圏域には、障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う指定一般相談支援事業所*が3か所、指定特定相談支援事業所*が13か所ある。</p>
課題など
<p>◆障害のある人の特性に応じた障害福祉サービス計画を作成するとともに悩みや不安を相談することのできる施設の増設と人材の確保を図る必要がある。</p>

表3 麦の郷紀の川生活支援センターの相談件数

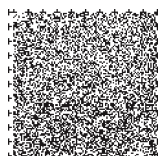
(訪問・来所・電話相談や個別支援会議開催数を含む)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延べ相談件数(件)	3,353	4,336	3,310	3,371	3,716	7,740	7,562	8,136	7,491

(2) 自立支援の充実

①地域生活支援施策の充実

成果や現状
<p>◆紀の川市では地域生活支援事業*として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、虐待防止啓発事業、地域活動支援センター事業（I型）、意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、身体障害者自動車改造助成事業、身体障害者自動車操作訓練助成事業、日中一時支援事業、生活支援事業、理解促進・自発的活動支援事業を実施している。</p>
課題など
<p>◆障害のある人が有する能力、適性に加え、それぞれの希望は多種多様となっており、それに応じて適切な支援をしていかなければならない。</p>



② 施設サービスの整備・充実

成果や現状
<p>◆那賀圏域に入所施設が1か所、医療型障害児入所施設*が1か所ある。医療が必要な障害のある人に対応できる施設は、県全体でも数が少ない。</p> <p>◆本人及び家族などの介護者の高齢化で、将来の生活に不安を持つ方が多く、施設建設を望むが、施設側も資金繰りなどで施設建設が進まない状況である。</p>
課題など
<p>◆障害のある人の入所及び通所施設等の確保を検討しなければならない。</p>

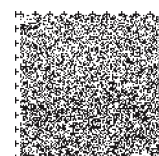
(3) 保健医療サービスの充実

① 障害の早期発見と相談支援体制の強化

成果や現状
<p>◆虐待発生予防や今後の子育て環境の把握のため、母子手帳配付時、健康推進課の窓口で、アンケートを実施し現状把握を行っている。</p> <p>◆乳幼児健診や乳幼児健康相談において、発達のみずきが認められる子どもに対して、発達相談や親子教室参加への勧奨を行うとともに、関係機関への紹介を行っている。</p>
課題など
<p>◆妊娠期からのきれめのない支援を行う必要があり、その機能を担う子育て包括支援センターを平成30年度に開設予定である。</p>

② 疾病予防・早期発見の推進

成果や現状
<p>◆成人に対して健康についての関心を高めるため、各種教室を実施している。</p> <p>◆特定健診*受診率の向上を図り、保健指導を行っている。</p>
課題など
<p>◆各種教室の参加者の固定化にどう対応するかが課題である。</p>

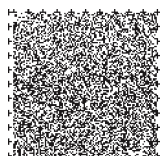


③ リハビリ医療の充実

成果や現状
◆機能障害の回復と社会復帰を目標とし、在宅復帰に向けた支援を行うリハビリテーション医療を受けることのできる機関は、市内に数少ないのが現状である。
課題など
◆速やかに専門的治療が受けられる医療機関、症状に応じたリハビリが受けられる医療機関、生活の場で療養できるよう医療と障害及び介護のサービスが受けられる機関が互いに連携し、継続的にリハビリ医療を受けられる体制の構築が必要である。

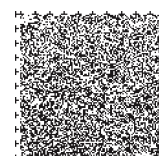
④ 精神保健施策等の充実

成果や現状
◆基幹相談支援センター、岩出保健所、市が連携し、精神保健に関する支援を実施している。
◆精神に障害のある人を支える会として精神障害者家族会が、ピアサポート*などの活動を活発に行っている。
◆安心して生活できる居場所・活動の場として、ハートフルハウス創-HAJIME-が、ひきこもりの若者などの心のより所となっている。
課題など
◆精神に障害のある人を受け入れるグループホームやショートステイの受け入れ先が不足しており、市外の施設を利用しなければならない。



⑤ 難病患者に関する施策の充実

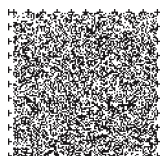
成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆難病患者家族会「きほく」が、難病患者の相談事業や人権啓発を実施するとともに、機関紙を発行し医療や福祉に関する情報発信を行っている。 ◆「心身障害児扶養手当」として、国又は和歌山県が指定した特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた20歳未満の児童を監護する保護者等に月額5,000円を支給している。 ◆小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を行い、小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図っている。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆難病に対する理解についての啓発を積極的に実施する必要がある。



(4) 生活環境の整備

① 福祉サービスの充実

成果や現状				
障害福祉サービス給付費の延利用人数(人)				
サービス給付	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
居宅介護	1, 426	1, 437	1, 516	1, 550
重度訪問介護	47	57	46	63
行動援護	11	12	12	12
同行援護	24	17	12	36
生活介護	1, 249	1, 355	1, 498	1, 558
療養介護（福祉分）	143	156	145	144
児童デイサービス	105	—	—	—
短期入所	160	201	256	283
共同生活介護	236	229	19	—
共同生活援助	12	31	278	391
施設入所支援	622	647	681	707
就労移行支援	153	150	157	197
就労継続支援（A型）	450	504	610	731
就労継続支援（B型）	899	1, 020	1, 102	1, 157
自立訓練（機能訓練）	18	33	13	2
自立訓練（生活訓練）	1	33	74	83
宿泊型自立訓練	28	19	28	13
計画相談支援給付費	66	219	885	1, 158
地域相談支援給付費	9	11	39	36
<ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスは、平成 25 年 4 月から放課後等デイサービスに変更された。 ・共同生活介護は、平成 26 年 4 月から共同生活援助に統合された。 				
課題など				
◆住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスの内容や利用方法の周知を図るとともに、サービスを実施する施設の増設と人材確保のための事業者への支援について検討する必要がある。				



② グループホーム、ケアホームの設置・運営支援

成果や現状

◆障害者ケアホーム等整備促進事業補助金*において、障害者ケアホーム又はグループホームの住居整備に要する経費に対し補助金を交付している。

◆補助金交付実績

平成21年度 2件（新設1件 改修1件）

平成22年度 1件（改修）

平成23年度 2件（改修）

平成26年度 1件（新設）

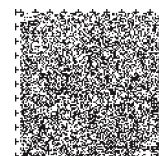
◆市内のグループホームは、満員状態が続いている。

課題など

◆グループホームの新規建設や中古物件を再利用するための改修費用に関して、国や県の補助率アップを要望する必要がある。



Po-zkk 瀧川幸法さん 画



3 積極的な社会参加が実現できるまち

(教育・療育、雇用・就業、スポーツ・文化)

(1) 障害児への支援

① 早期療育

成果や現状

◆障害児通所支援として以下の事業を実施している。

障害児通所サービスの延利用人数(人)

サービス給付	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童発達支援	643	645	627	628
医療型児童発達支援	8	11	18	2
放課後等デイサービス	653	855	968	1,066
保育所等訪問支援	—	13	20	11

上記のサービスを実施する那賀圏域での施設事業所数は、平成 27 年度末で、児童発達支援サービスでは、福祉型児童発達支援センター*1 か所(平成 29 年度増設し、2 か所に)、児童発達支援事業所 10 か所、また放課後等デイサービス事業所 11 か所、保育所等訪問支援事業所 2 か所がある。

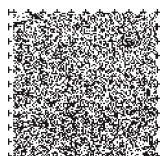
◆学校教育課では、平成 26 年度から、早期支援コーディネーター*2 名を雇用し、保育所、幼稚園等での就学説明会や学校訪問及び健康推進課が実施する発達相談に同席し相談に応じている。

また、「つなぎ愛シート*」を作成し、保護者の協力を得て就学指導対象児全員分のシートを作成するとともに、就学先の学校では、校長を中心に、必要となる合理的配慮への共通理解を目的とした懇談会を実施し、保護者との合意形成を図っている。

課題など

◆児童発達支援センターの定員以上の利用希望者への対応の検討。

◆「つなぎ愛シート」の記入にあたり、保護者が子どもについて文章だけではうまく表現できないと感じるケースがあった。またこの取り組みに対して学校間の差がみられたので、「つなぎ愛シート」の改善策の検討やさらなる活用の促進が必要。



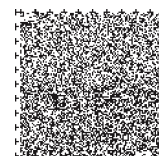
② 学校教育の充実

成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆市内全小中学校の教員に対して特別支援教育研修会を実施し、研鑽を重ねている。また、教員が作成したチェックシートを、各校に1名いる特別支援コーディネーターがまとめ、コーディネーター研修やケース検討会議に活用している。 ◆合併後新築した打田中学校、粉河中学校、名手小学校、安楽川小学校、竜門小学校の建物はバリアフリーとなっている。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆研修を重ねるごとに理解は深まりつつあるが、学校による温度差や教員の個人差はみられる。

(2) 雇用就労の促進

① 就労支援の充実

成果や現状
<ul style="list-style-type: none"> ◆岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）*において就労についての総合相談とサポートを行っている。相談件数は年々増加傾向にあり、障害特性によって内容も多岐にわたっている。 ◆支援学校においては、社会参加や自立のためのキャリア教育をすすめ、就労説明会も開催している。
課題など
<ul style="list-style-type: none"> ◆トライアル雇用*やジョブコーチ*などにより、適応性を試すとともに、きめ細やかな支援が必要である。 ◆離職率が多い現状があり、定着するための支援が必要である。 ◆給料や工賃のアップが、課題である。

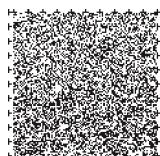


② 雇用に関する意識の啓発

成果や現状
◆人権委員が毎年、市内約 150 の企業を訪問し、障害のある人の人権を含めたさまざまな人権課題についての啓発とともに、人権に関する企業の社会的責任について呼びかけている。
課題など
◆意識が十分浸透していないため、更に啓発を進めることが課題である。

③ 福祉的就労の確保

成果や現状																																		
◆紀の川市における障害者の就労状況（平成27年度末）																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般就労</td> <td>市内事業所</td> <td>49</td> <td>岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）を介した分。</td> </tr> <tr> <td>市外事業所</td> <td>50</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>市役所</td> <td>10</td> <td>市役所正職員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>109</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">福祉的就労</td> <td>就労継続支援A型</td> <td>73</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型</td> <td>117</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>207</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>316</td> <td>生産年齢（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、18～65歳未満の人：1,630人）に占める割合は19.4%。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		人数	備考	一般就労	市内事業所	49	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）を介した分。	市外事業所	50	同上	市役所	10	市役所正職員	計	109		福祉的就労	就労継続支援A型	73		就労継続支援B型	117		就労移行支援	17		計	207		合計		316	生産年齢（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、18～65歳未満の人：1,630人）に占める割合は19.4%。
区分		人数	備考																															
一般就労	市内事業所	49	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）を介した分。																															
	市外事業所	50	同上																															
	市役所	10	市役所正職員																															
	計	109																																
福祉的就労	就労継続支援A型	73																																
	就労継続支援B型	117																																
	就労移行支援	17																																
	計	207																																
合計		316	生産年齢（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、18～65歳未満の人：1,630人）に占める割合は19.4%。																															
◆優先調達法*の施行にあわせて、市役所では、工賃水準向上のため優先的に福祉施設から、ごみ袋などの物品を調達している。																																		
◆那賀圏域では、受け入れ可能な一般企業が少ないうえに、通勤も困難な場合がある。																																		
◆支援学校卒業者の就職率は高いが、福祉的就労が多く、離職率も高い。																																		
課題など																																		
◆一般企業の開拓及び就労定着への支援が課題。																																		



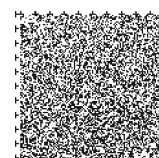
(3) 文化活動等への参加の促進

① スポーツ、レクリエーション活動の推進

成果や現状
<p>◆さまざまな対象者やさまざまなスポーツを指導できるスポーツ推進委員を養成している。スポーツ推進委員が中心となり障害者対象のスポーツ教室（カローリング、ボッチャ、ターゲットバードゴルフなど）を開催し、身体障害者連盟の会員が参加している。また障害児を対象としたスポーツ教室を企画しており、スポーツ推進委員と関係団体が協議中である。</p> <p>交流の場としては、広く市民に参加を呼びかけ、障害の有無、老若男女に関わらず、だれでも楽しめるスポーツフェスティバルを開催している。</p>
課題など
<p>◆障害者が参加しやすい事業やスポーツを気軽にできる施設の開拓。</p> <p>◆障害者対象のスポーツ教室の身体障害者連盟会員以外の参加の促進。</p>

② 文化活動等の推進

成果や現状
<p>◆成人式や少年メッセージ等*の開催時、手話通訳や要約筆記を配置している。また、「目からウロコのじんけん学習講座」では、障害者の人権にも着目し、障害に対する理解を深めるため、市民が学びやすい講座を開設している。</p> <p>◆図書館内は、車いすでも移動しやすい広さであり、段差の少ない施設となっている。資料では、点字資料（河北図書館：32冊・河南図書館：76冊）、大活字本（河北図書館：575冊・河南図書館：539冊）を配備している。そのほかにも身体に障害がある方への理解を深める本や大人の発達障害、子どもの発達障害に関する本、また心の健康に関する本などを収集している。</p>
課題など
<p>◆旧町単位に設置されている地区公民館*などのバリアフリー化。</p> <p>◆障害のある人が参加しやすく、地域の住民と交流できる事業の企画。</p>



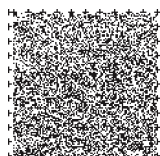
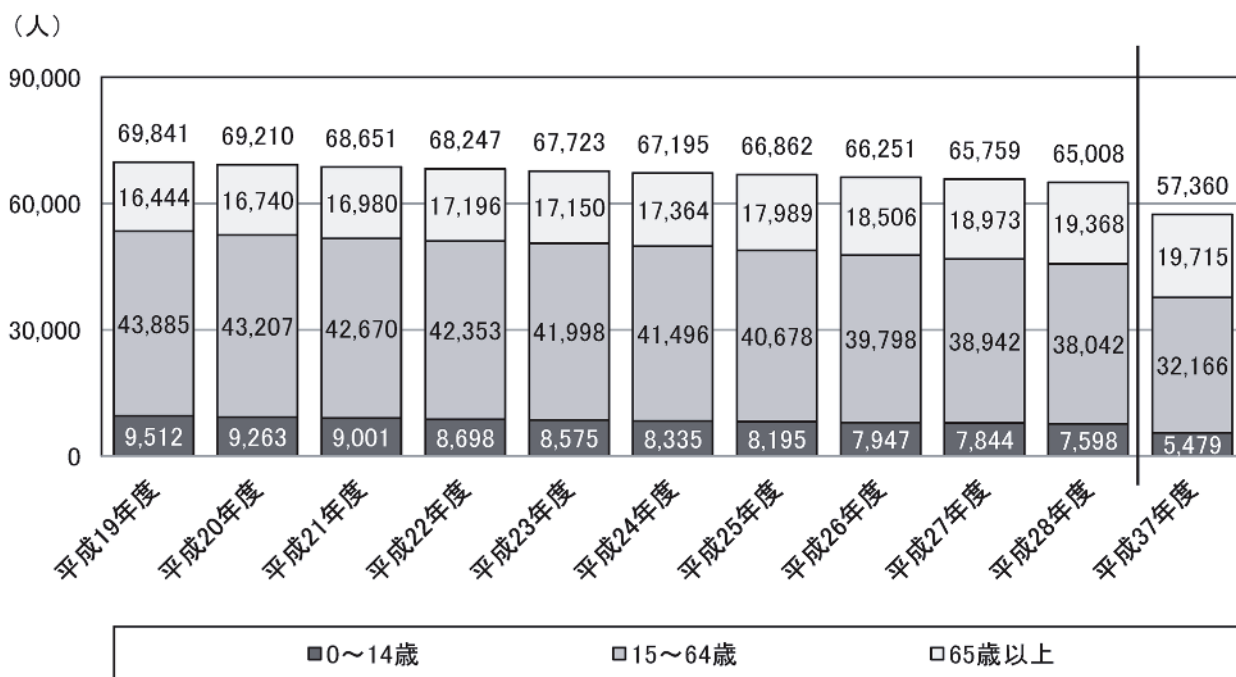
第2項 統計データからみた特徴

(1) 紀の川市の人口

平成28年4月1日現在の本市の総人口は、65,008人です。

年齢構成0～14歳までの「年少人口」、15～64歳までの「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」の3区分では、老年人口が増加する中で、年少人口が減少しています。今後もこの傾向は進み、平成37年には約3割が65歳以上になることが予想されます。

◆ 人口の推移と将来展望人口（各年度4月1日現在、平成37年度は推計値）



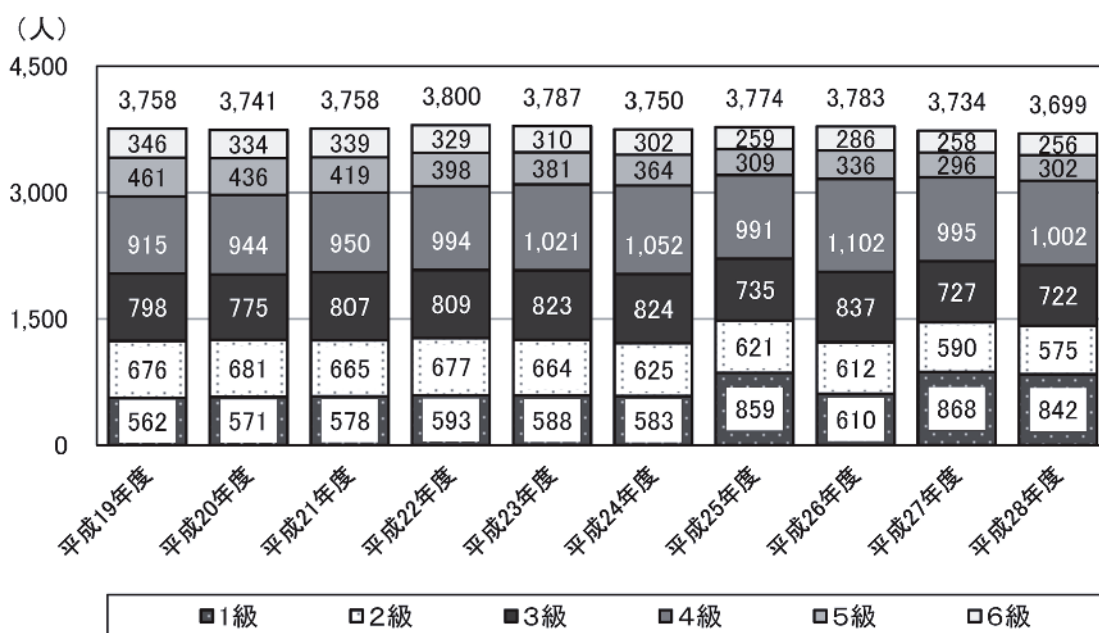
(2) 障害のある人の現状

① 身体障害者手帳所持者数

◎等級別身体障害児・者数の推移

平成28年度の身体障害者手帳所持者は、3,699人で、平成19年度からの10年間で最も少ない所持者数となっています。

◆ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（在宅・各年度4月1日現在）

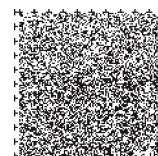
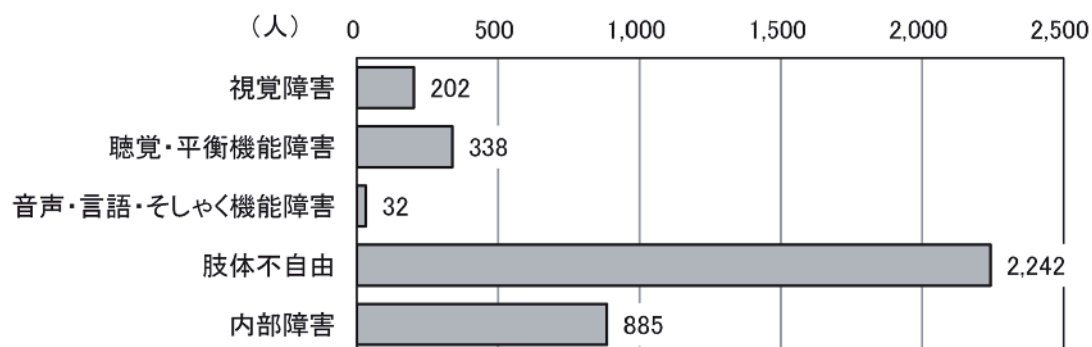


(注) 平成19年度～平成26年度の数值は平成28年度で更正しています。

◎障害種類別人数

障害の種類では、「肢体不自由」が最も多く、その中でも下肢に障害がある方が1,316人で半数以上を占めています。種類別で次に多いのが「内部障害」で心臓に障害のある方が511人と、その半数以上を占めています。

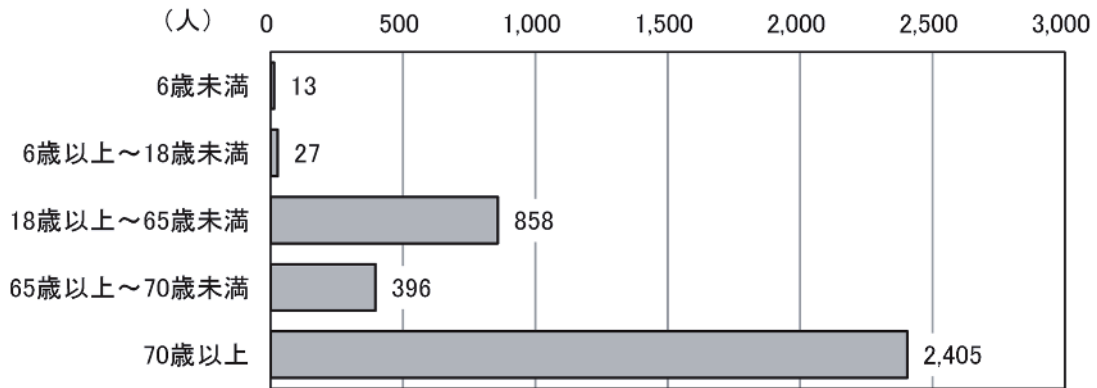
◆ 障害種類別人数（平成28年4月1日現在）



◎年齢別身体障害者手帳所持者数

70歳以上の方が最も多く2,405人で、身体障害者手帳所持者全体の7割近くを占めています。

◆ 年齢別身体障害者手帳所持者数（平成28年4月1日現在）

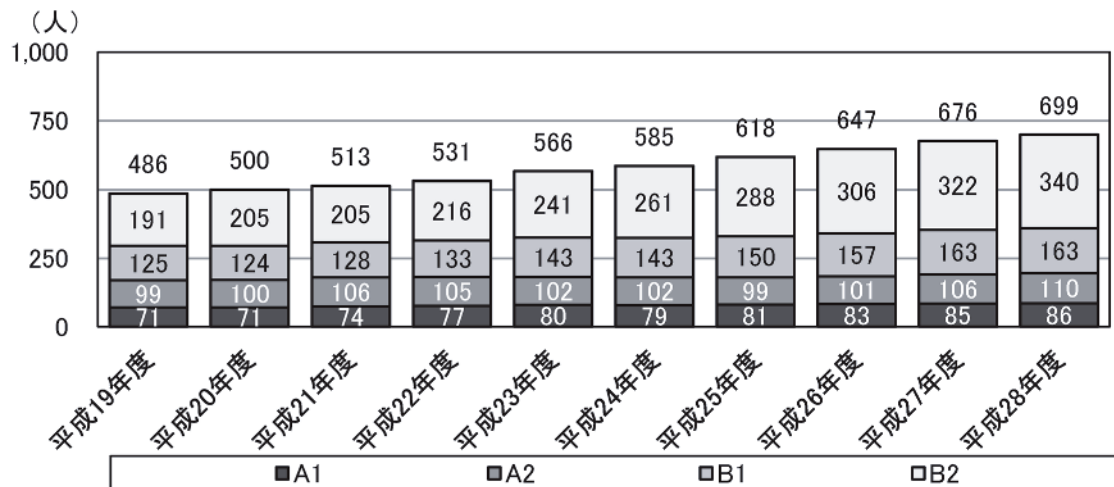


②療育手帳所持者数

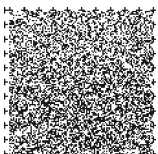
◎程度別療育手帳所持者数の推移

平成19年度から平成28年度の療育手帳所持者は、A1、A2については10～20%の伸びとなっている一方で、B1は約30%、B2については約80%と大幅に伸びています。

◆ 程度別療育手帳所持者数の推移（在宅・各年度4月1日現在）



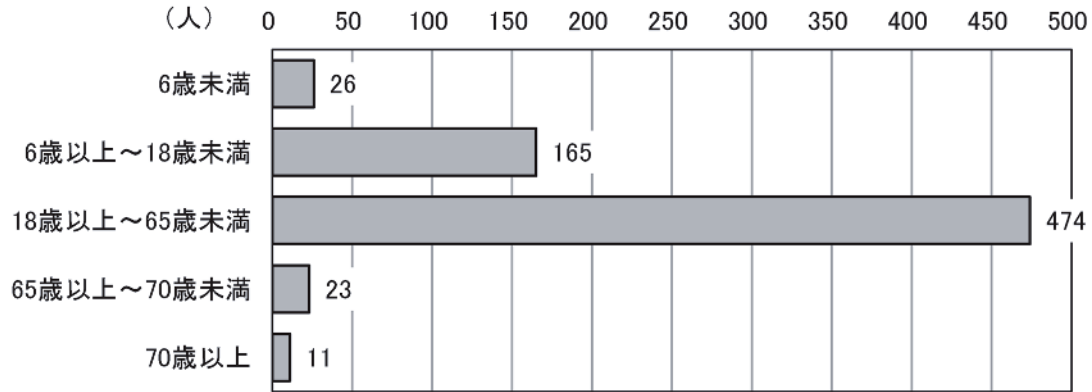
（注）平成19年度～平成26年度の数値は平成28年度で更正しています。



◎年齢別療育手帳所持者数

18歳以上65歳未満の手帳所持者が最も多く、全体の7割近くを占めています。

◆ 年齢別療育手帳所持者数（平成28年4月1日現在）

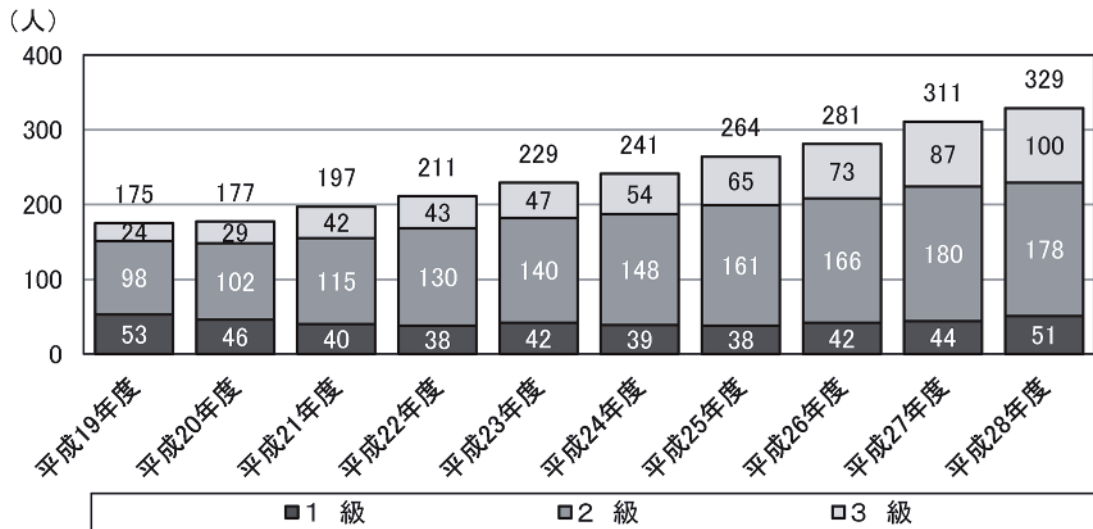


③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

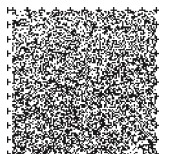
◎等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

手帳所持者数は、平成19年度から平成28年度で約2倍となりました。また3級手帳所持者は約4倍の伸びとなっています。

◆ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（在宅・各年度4月1日現在）



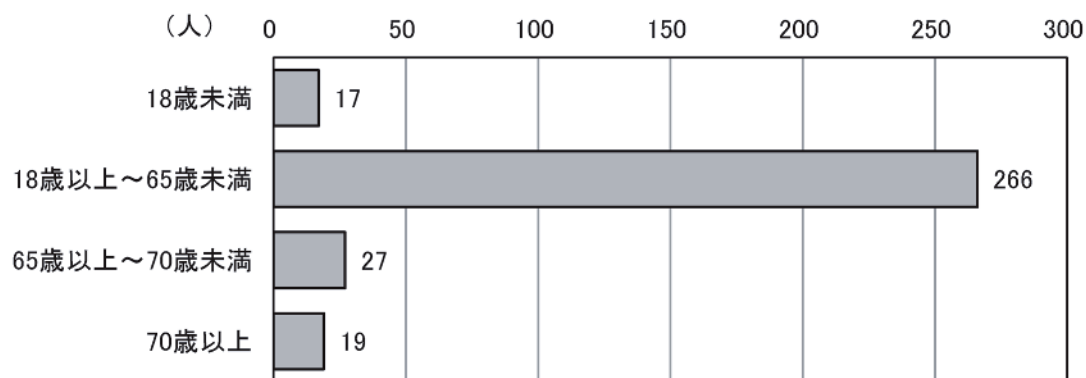
（注）平成19年度～平成26年度の数値は平成28年度で更正しています。



◎年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

18歳以上65歳未満の生産年齢層と呼ばれる方が全体の8割を占めています。

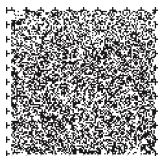
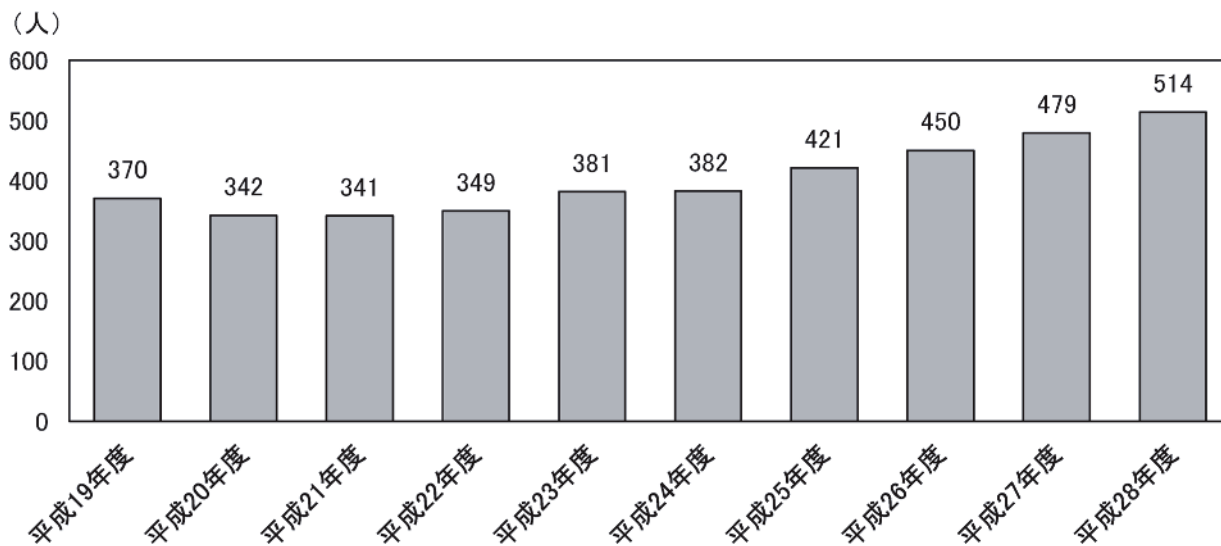
◆ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成28年4月1日現在）



④自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

平成24年度から漸増の状況です。

◆ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（在宅・各年度4月1日現在）



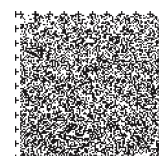
⑤難病の認定を受けた受給者数の推移（那賀圏域内・各年度末交付数）

単位：人

	小児慢性特定疾病 医療受給者証	特定医療費 (指定難病)受給者証	特定疾患 医療受給者証
平成 24 年度	115 (60)	693	12
平成 25 年度	115 (58)	731	13
平成 26 年度	113 (54)	783	17
平成 27 年度	89 (43)	841	11
平成 28 年度	94 (49)	915	1

()内は、紀の川市内の小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数

平成 27 年 1 月 1 日から「難病患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行され、特定疾患は、指定難病と改められ対象疾患が 56 疾患から 110 疾患に、同年 7 月 1 日には 306 疾患に拡大しました。難病法の対象にならない 1 疾患が、引き続き特定疾患として残っています。



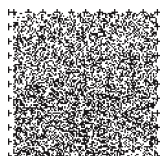
第3項 アンケート調査結果の概要

(1) 調査結果の概要

目 的	本調査は「紀の川市第2次障害者基本計画」策定のための基礎資料として、全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現のために、障害のある市民の実情やニーズなどを把握することを目的として実施しました。
対 象 者	紀の川市在住の障害者手帳所持者等 1,500 人
調 査 期 間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
回 収 数	637 人 (回収率 42.5%)

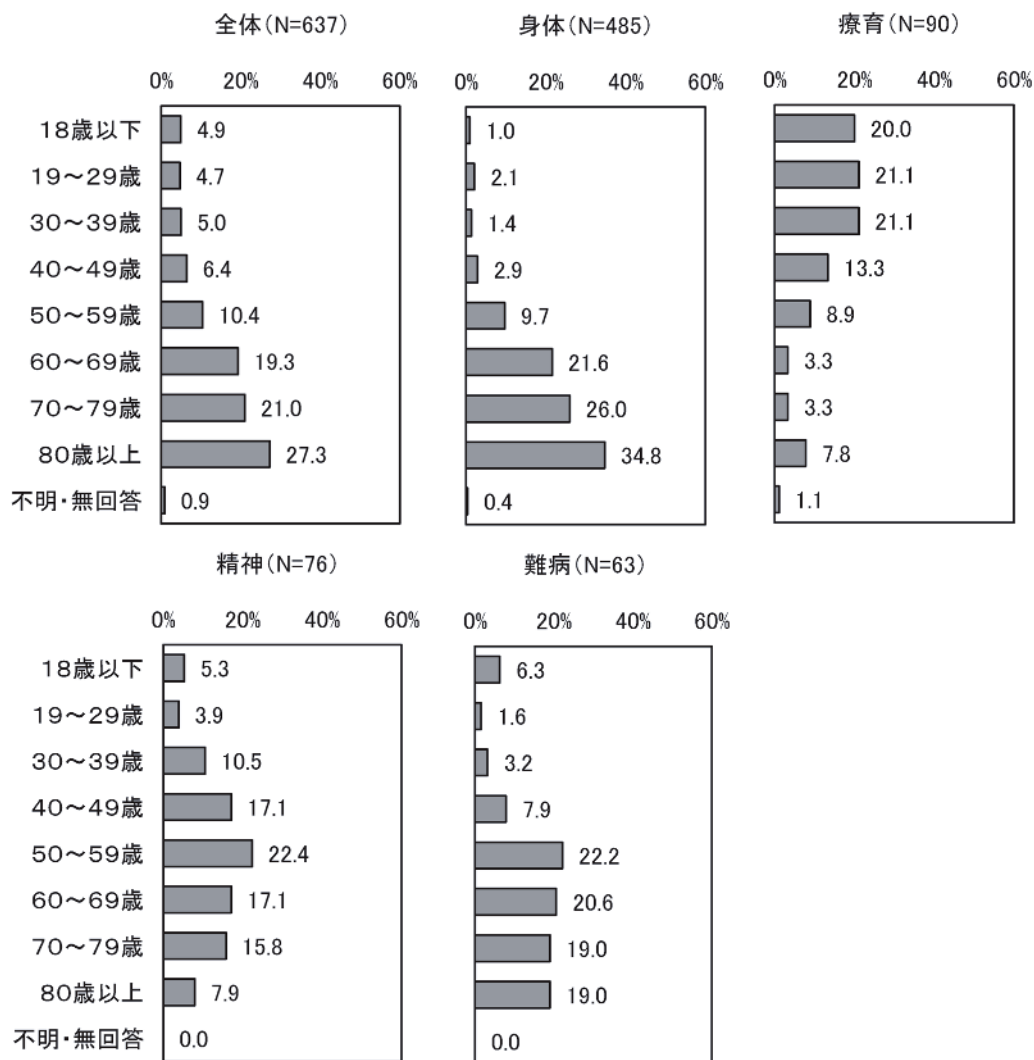
(2) 調査結果の見方

- 回答結果は、小数第2位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 結果中の「身体」「療育」「精神」「難病」の区分については、手帳所持者および難病認定者にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病認定者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者及び難病認定者がそれぞれに数えられ集計されています。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- グラフの N 数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。
- 設問の表題や選択肢について、一部簡略化している場合があります。

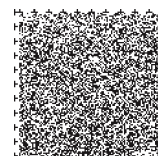
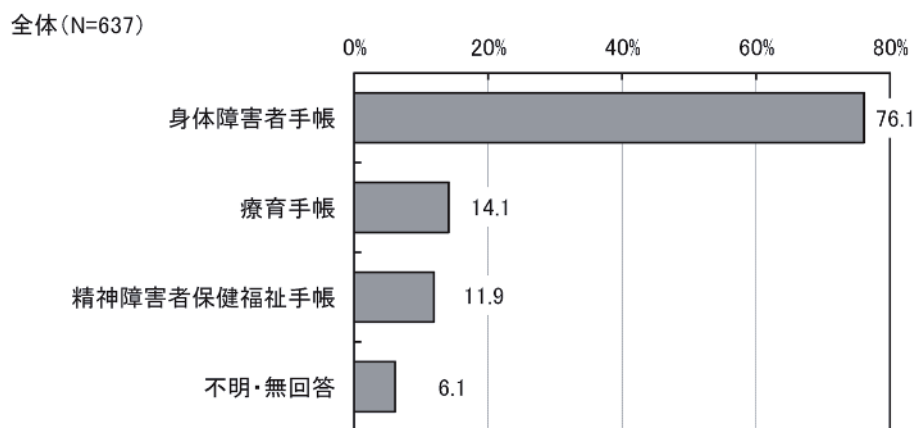


(3) 調査結果

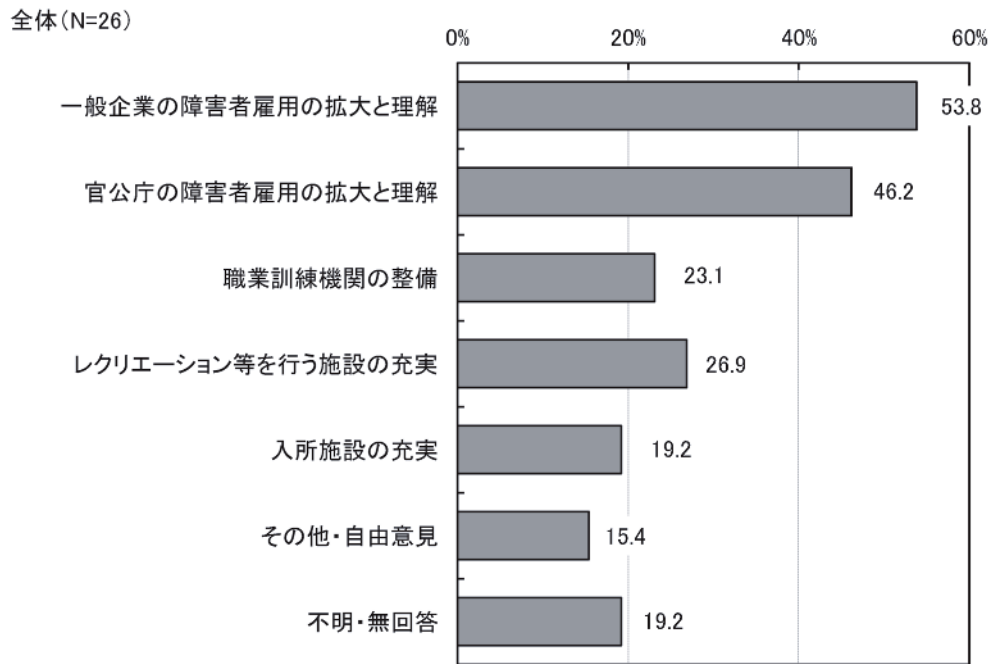
①回答者の年齢



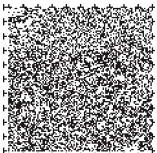
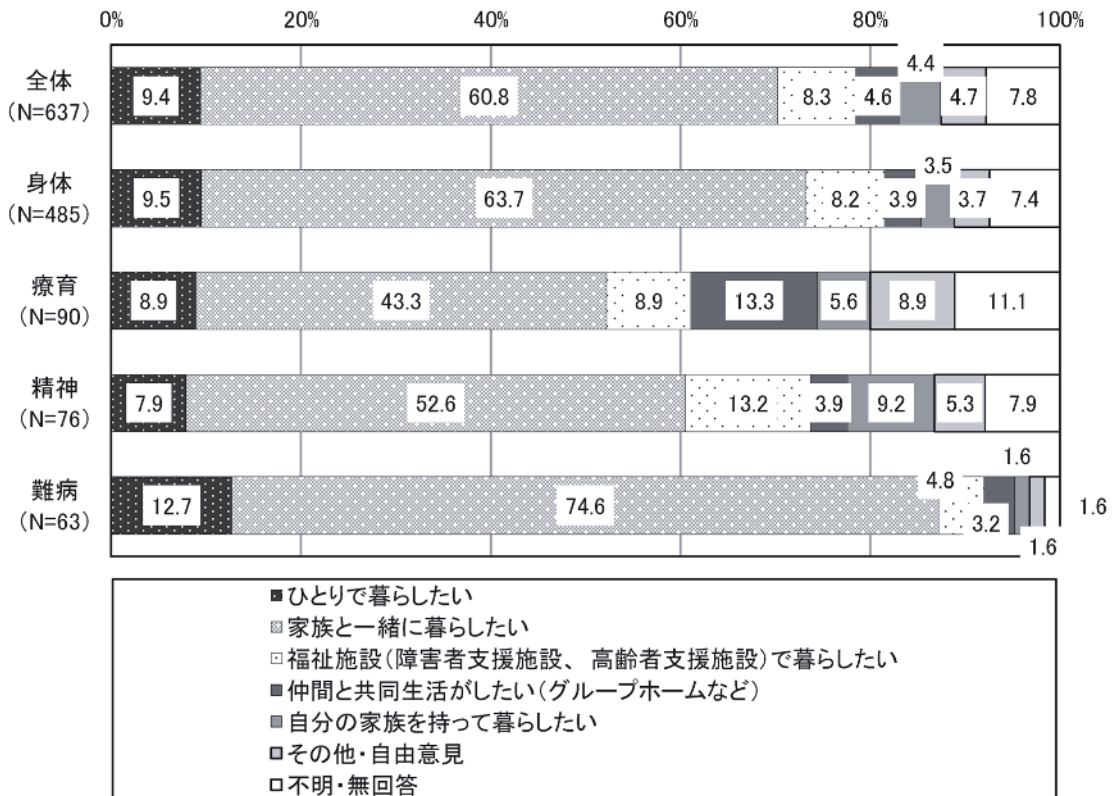
②所持している障害者手帳の種類



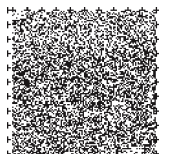
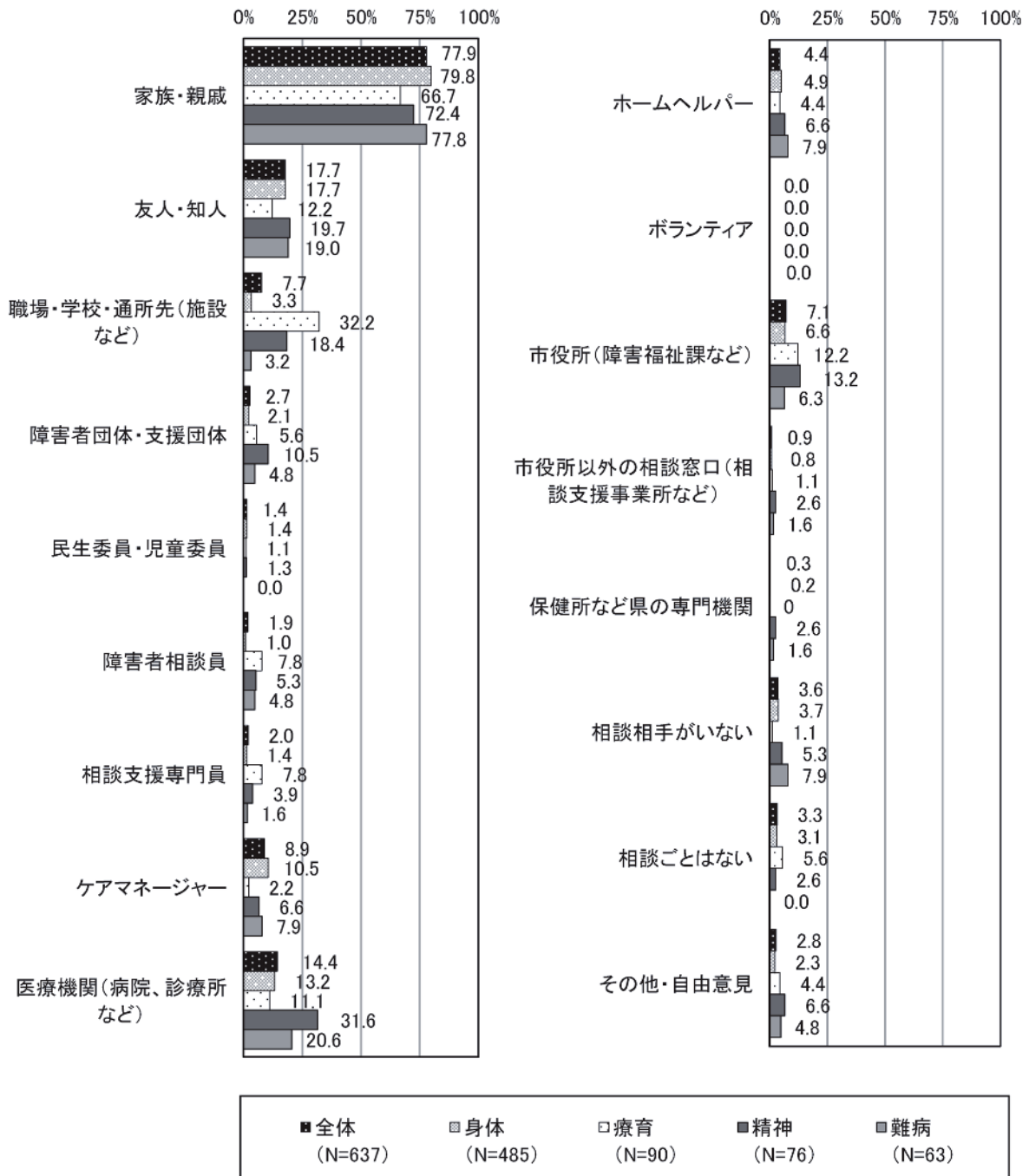
③学校教育終了後の社会参加に関して望む雇用・施策は何か



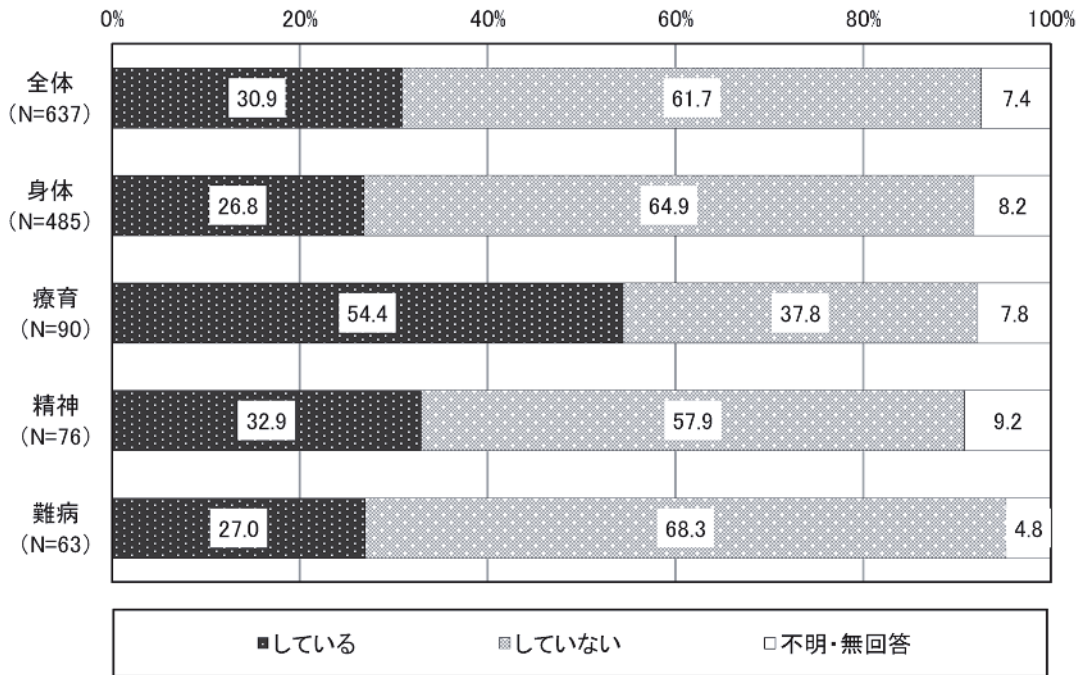
④今後、どのように暮らしたいか



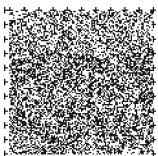
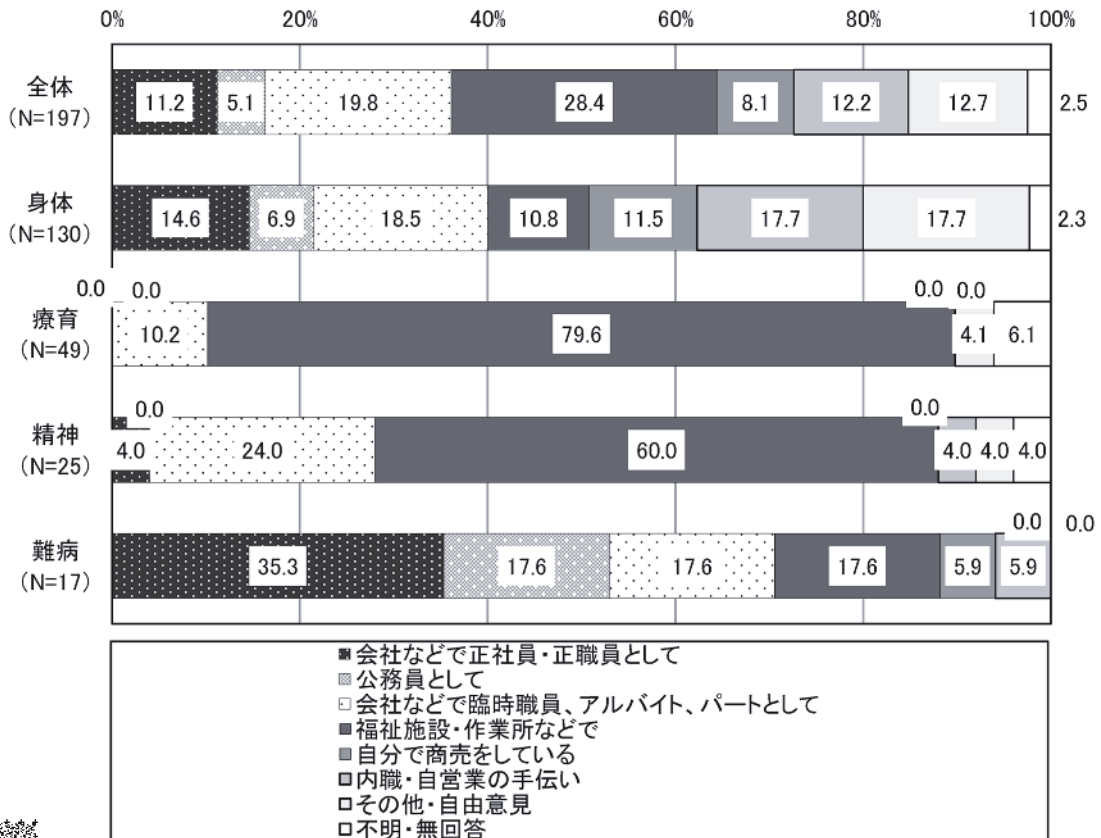
⑤相談相手は誰・どこか



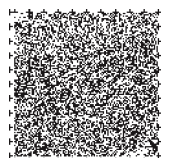
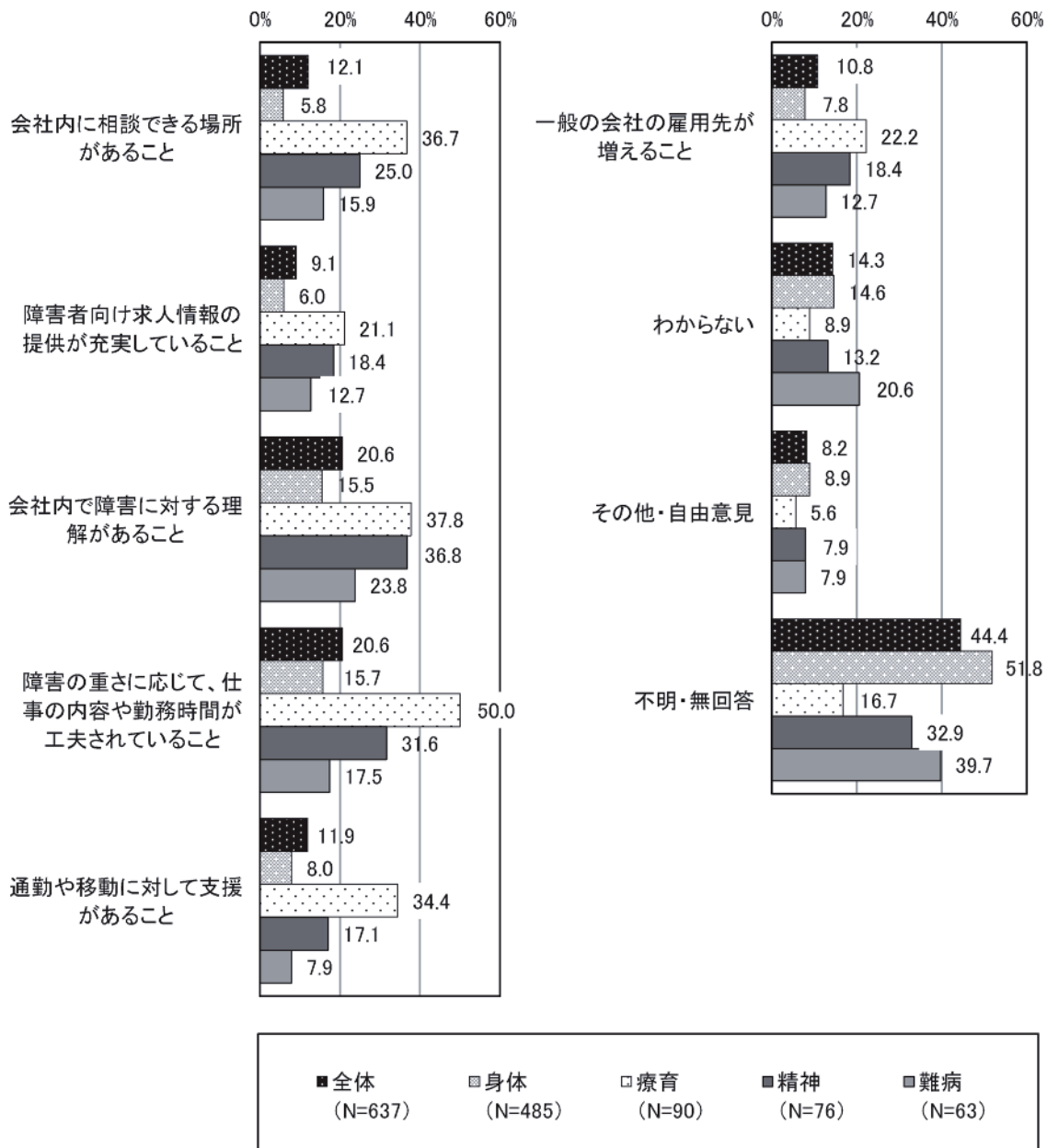
⑥現在仕事をしているか



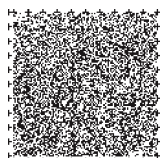
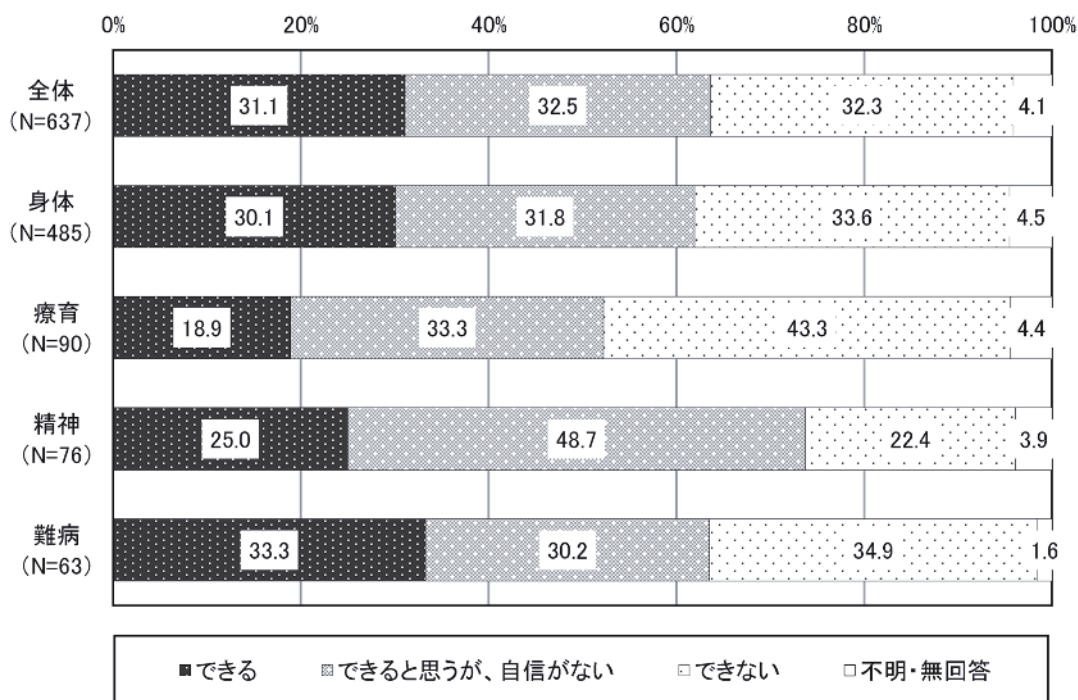
⑦どこで働いているか



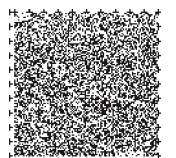
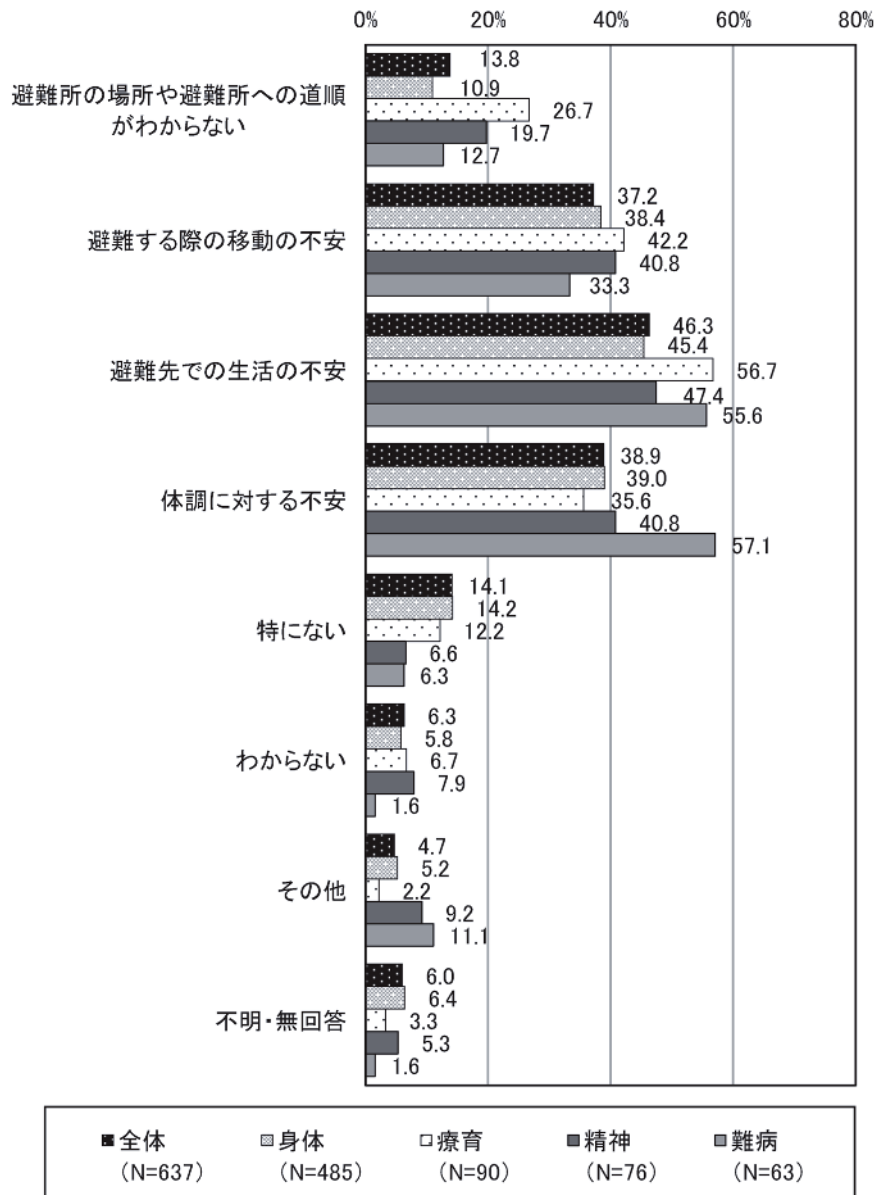
⑧働くにあたり必要だと思う配慮は何か



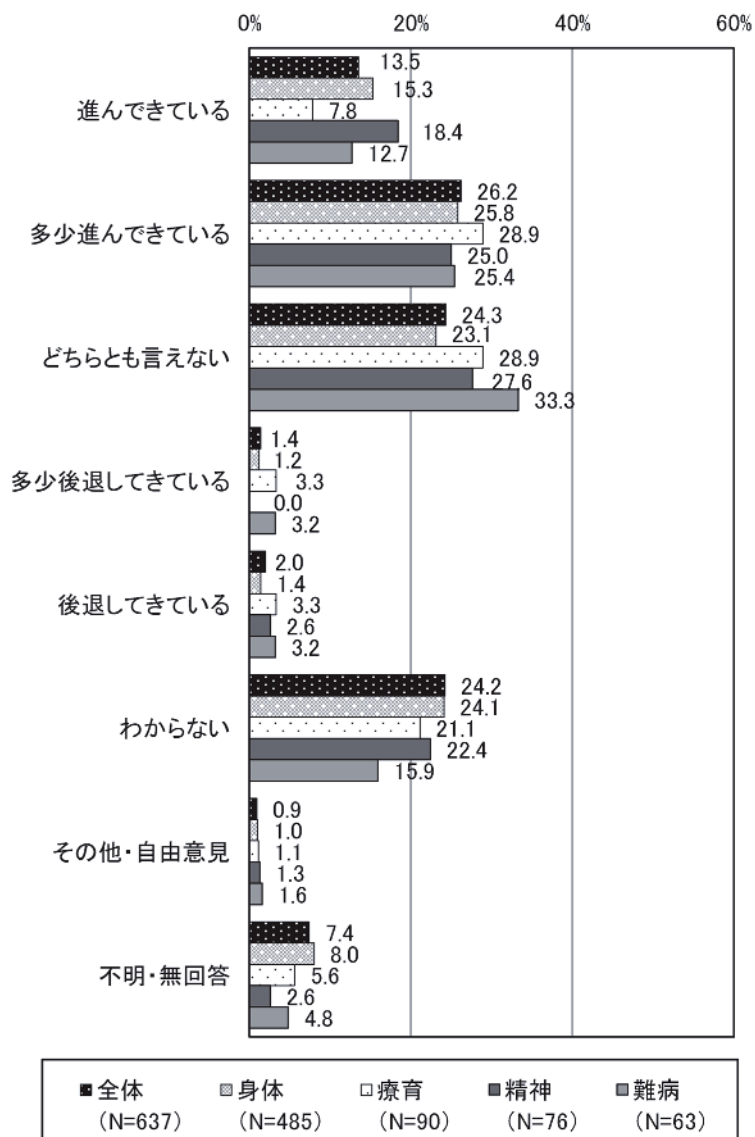
⑨災害時に一人で避難できるか



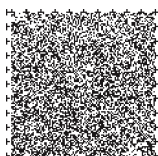
⑩災害が起こった際の不安は何か



⑪「障害」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできているか



*アンケート回答での自由意見については、資料編で一部紹介しています。



第4項 課題と基本的な視点

アンケートや聞き取り調査、また障害者を取り巻く現状や課題をふまえ、本計画策定にかかる基本的な視点をまとめました。

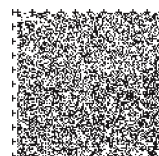
① 地域住民の障害のある人への理解について

障害に対する理解や社会的支援の進み具合についてアンケート結果では、「多少進んできている」という回答が最も多く、地域住民等の障害に対する理解は進んできていると感じています。

一方、平成26年度に実施された人権に関する意識調査において「障害のある人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。」の質問に対して、「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」が、「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」に次いで2位となっています。

また、平成28年度地域福祉計画アンケートでは、「地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがありますか。(複数回答可)」の質問に対し、防災、高齢者、青少年など11項目の選択肢の中で「障害のある人の社会参加や生きがいづくりに関すること」は8位で、関心が低いという結果となっています。

平成28年4月から障害者差別解消法も施行され、地域における共生社会の実現に向けて、地域住民へ障害に対する理解をこれまで以上に深めていくことが必要です。



② 家族への支援について

アンケートでは、障害者の約7割が60歳以上と年齢が高く、障害者手帳別で見ると特に身体障害者手帳所持者の約8割が60歳以上となっており、高齢化がみてとれます。

一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者では、ともに18歳以上60歳未満の方が5割を超え、介助者の年齢は60歳以上がともに3割以上で、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の介助者は半数が60歳以上となっています。

今後、本人だけでなく親等介助者の高齢化に伴い、障害のある人自身のサポートと支える介助者のサポートが必要となります。

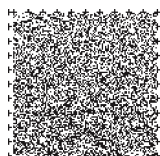
③ 地域での暮らしについて

アンケートにおいて、今後どのように暮らしたいかでは、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多い結果となっています。障害者手帳及び難病認定別にみると、療育手帳所持者では「仲間と共同生活がしたい」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」、難病認定者では「ひとりで暮らしたい」がそれぞれ「家族と一緒に暮らしたい」に次いで多くなっています。親や家族に頼らなくても自立して生きていけるための支援体制の整備とサービスの利用情報、制度概要の周知が必要です。

また、主な相談相手について質問すると「家族・親戚」と回答する人が最も多くなっている一方で「相談支援専門員*」「障害者相談員*」といった専門機関などを利用している人は少ない結果となっています。障害児者本人が身近に相談できる場が必要であるとともに、家族や親戚が、悩みを一人で抱え込まないためにも、基幹相談支援センターの役割が重要となります。

さらに、障害の早期発見と適切な療育として、親子を対象とした幅広い支援が必要となり、乳幼児から学校卒業時までの一貫した療育体制、相談体制が求められます。

また、医療分野との連携による健康の保持、増進が必要であり、安心して受診できる医療体制の確保も必要となってきます。



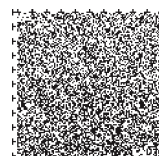
④ 働くことへの支援について

現在仕事をしているかについてみると、全体では「していない」が61.7%、「している」が30.9%となっています。

障害者手帳および難病認定別にみると、身体・精神・難病では仕事をしていないと回答された方が多い一方で、療育ではしていると回答された方が5割を超えています。どこで働いているかについてみると、身体・難病では「会社などで臨時職員、アルバイト、パートとして」働いているという回答が最も多くなっています。療育・精神では「福祉施設・作業所などで」が最も多く、療育では79.6%、精神では60.0%となっています。

障害特性により、対人関係がうまくいかないケースがみられます。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で生活技能訓練*を実施していますが、まだ不十分な状況です。加えて、障害者施設で働く障害者の工賃も、まだまだ十分とは言えない状況で、離職率も高くなっており、就職したあとのフォローアップが必要となっています。また、一般企業などでの一般就労にあたっては、事業所や従業員の障害者雇用に対する理解を促進することが重要となります。

就労は、社会参加の基本となる活動であり、これにより収入を得て、自らの生活を支え、毎日の生活をより豊かにすることができます。そのために、障害のある人に対する就労支援や障害者施設への受注拡大など工賃向上に向けた取り組みが必要です。



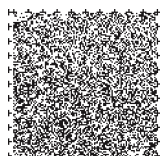
⑤ 安心・安全な暮らしの実現について

紀の川市では、東海地震、東南海・南海地震のほか、中央構造線断層帯活動による地震や水害、土砂災害など、さまざまな災害の可能性が想定されています。

災害時に一人で避難できるかについては、「できると思うが、自信がない」と「できない」の合計が「できる」の2倍以上となっています。

また、災害が起こった際の不安についてみると「避難先での生活の不安」が最も多く、次いで「体調に対する不安」となっています。自主防災組織の立ち上げを自治区に推進するとともに、災害時に災害時要援護者*をスムーズに避難支援できるよう「要援護者情報提供同意」についての周知と理解を促進することが急務となっています。

また、市全体の防災訓練は実施していますが、自治区ごとの避難訓練がほとんど行われていない状況なので、災害を想定した地区単位の訓練が必要であるとともに、地域のつながりをよりいっそう深めることが求められています。



第3章 施策体系

第1項 基本理念

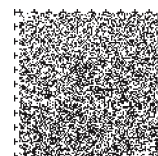
障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。

本市も前計画において、障害の有無にかかわらず誰もが差別されることなく、地域の中で互いに支え合いながら自立して生活できるよう「住みなれた地域で支えあいともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げて施策の推進に努めてきました。

本計画では、これまでの方向性を踏まえながら、誰もが心豊かに住みなれた地域で自立して暮らすことができるよう、以下の基本理念を掲げます。

住みなれた地域で支え合う

心豊かな共生のまち 紀の川市



第2項 基本目標

基本理念である「住みなれた地域で支え合う心豊かな共生のまち紀の川市」の実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

基本目標1 理解と支えあいによるまちづくり

障害のある人が自分らしく、いきいきとした地域生活を送ることができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。

また、障害があるために不利益を被ることがないように、人権の尊重や権利擁護の取り組みを推進します。

基本目標2 地域で心豊かに暮らせるまちづくり

障害があっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう、障害の早期発見・早期支援を進め、療育・教育体制や保健・医療の充実を図るとともに、一人ひとりの特性やニーズに応じた自立生活を支援するための福祉サービスの充実を図ります。

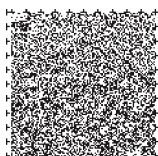
また、障害のある人が生涯学習・スポーツなどあらゆる場面で参加しやすい環境を整備します。

基本目標3 働き続けることのできるまちづくり

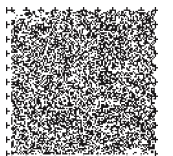
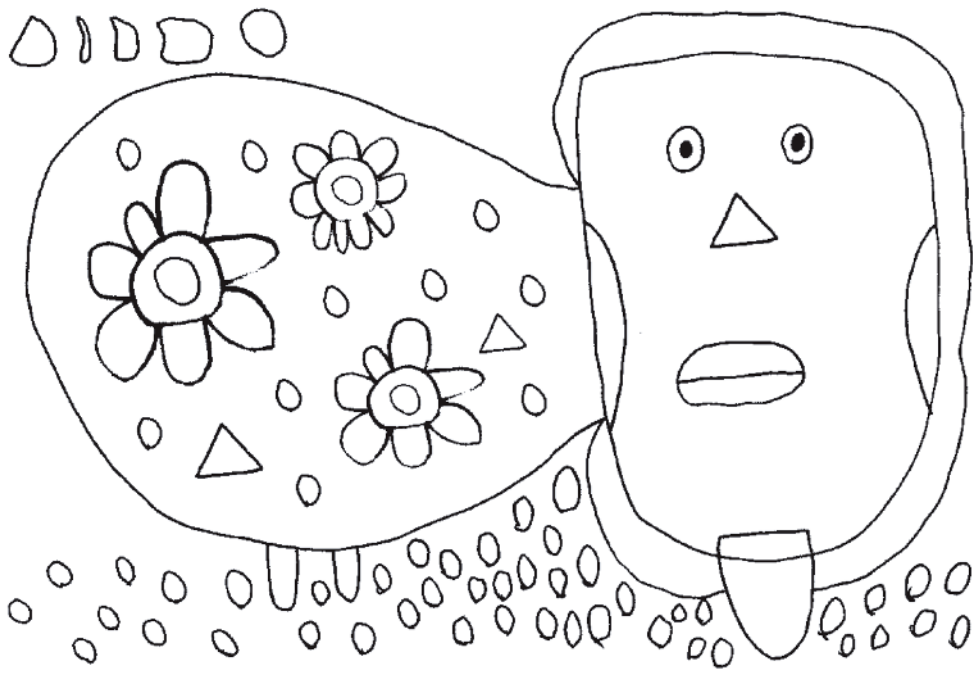
障害のある人が、地域で生きがいをもって暮らせるよう、多様な働き方への支援を行います。一般就労支援、福祉的就労支援の充実を図り、雇用・就労の機会を促進します。

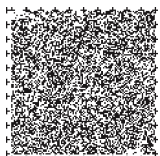
基本目標4 安全・安心が確保されるまちづくり

住宅、生活環境、交通環境の整備など、バリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害時に備えた防災体制や防犯体制を整備します。



Po-zkk 瀧川幸法さん 画



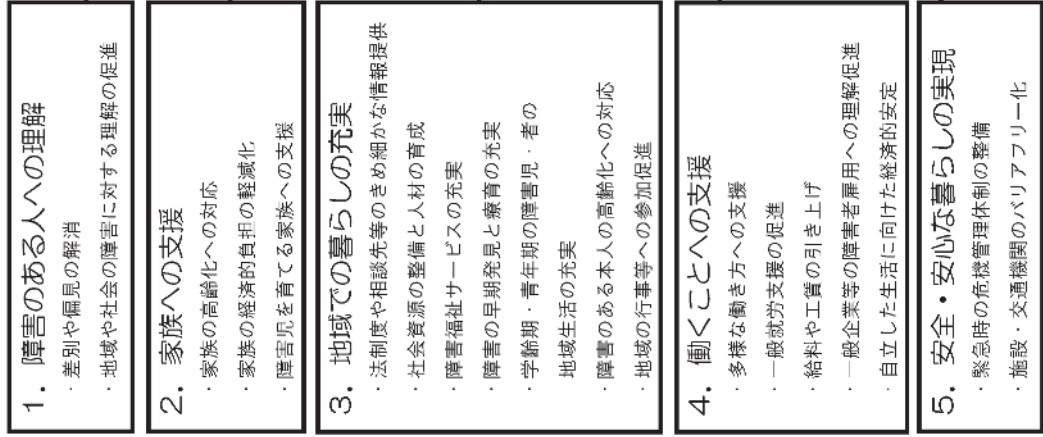


第3項 施策の体系

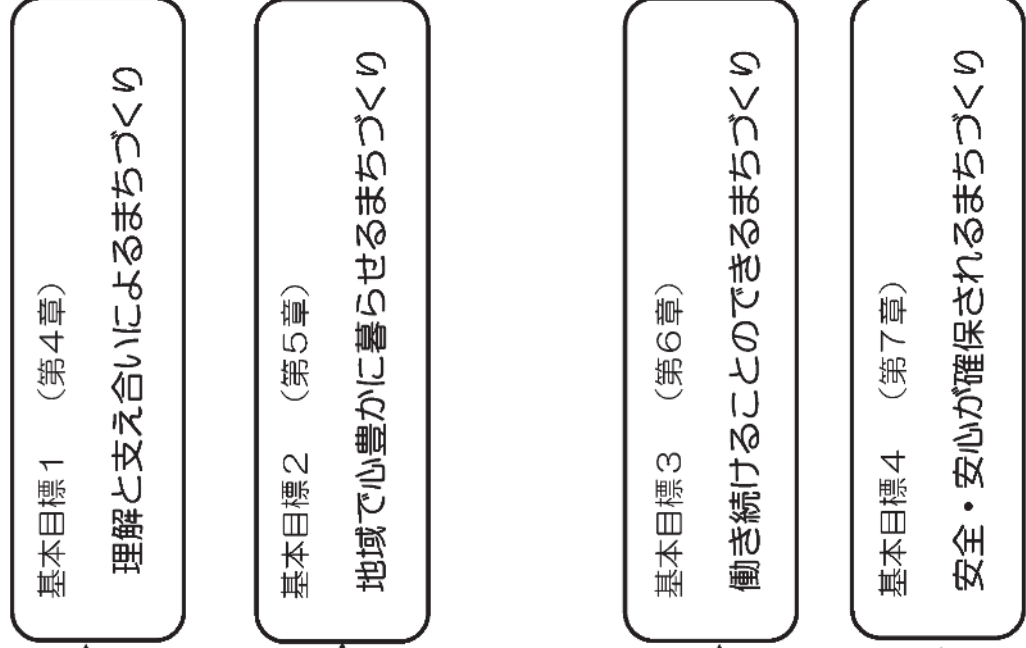
基本理念：

住みなれた地域で支え合う心豊かな共生のまち 紀の川市

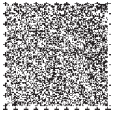
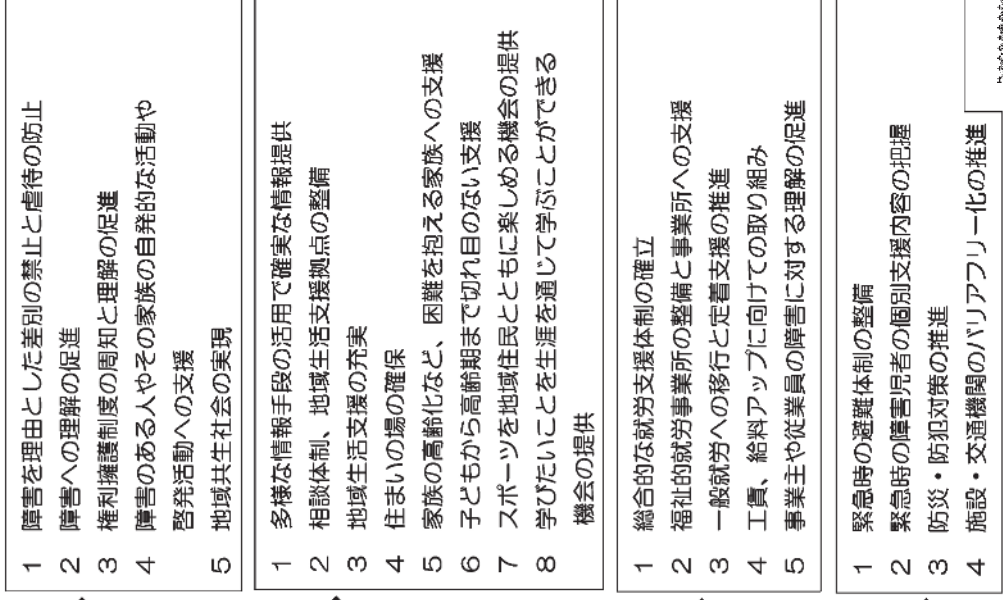
〈主要な課題〉



〈基本目標〉



〈施策の方向〉



第4章 基本目標1

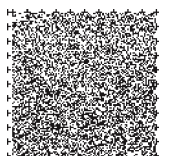
理解と支え合いによるまちづくり

今後の方向性

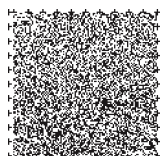
○さまざまな広報媒体の活用、イベントや交流機会の拡充などを通じて、障害や障害のある人への理解、認識を深めるとともに、人権尊重の意識づくりを促進します。また、地域での福祉活動を促進し、「他人事」でなく「自分の問題」として考える、市民による支え合いを一層強化します。

基本的な施策

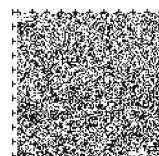
主 な 施 策	
1	障害を理由とした差別の禁止と虐待の防止
方向性	●障害のある人が障害を理由として差別や虐待を受けたり、障害への配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消や虐待防止に向けた取り組みを充実します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ■「広報紀の川」や市のホームページなどで、障害者週間や人権週間など、市民が障害者福祉に関心を持ちやすい時期に、「障害者差別解消法」の趣旨、目的や虐待の防止などの周知を行うとともに、イベント会場・街頭などで、チラシを配布するなどの啓発を実施。 ■「障害者理解促進研修・啓発事業」として市民、事業所職員等を対象に、さまざまな講演会を実施。 ■障害のある人の人権を含めた全ての人権意識の高揚が図られるよう、人権講演会や人権映画会、虐待防止研修会などを開催。



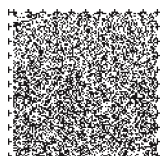
主 な 施 策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害を理由とする差別の解消を推進するための紀の川市職員対応要領」に基づき、職員が事務又は事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消について適切な対応の実践。 ■障害者差別解消支援地域協議会*の設置に向けた協議と取り組みの開始。 ■市障害者虐待防止センターの周知、啓発を図り、関連機関と連携しながら虐待の早期発見、早期対応に取り組むとともに、虐待防止啓発事業を実施し、虐待を許さない市民の意識の向上。
2	障害への理解の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・家庭・地域などにおいて、全ての人が障害者の人権や福祉について学ぶことができる機会を増やし、障害の有無に関わらず、ともに育つことができる場の設定を図ります。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■身体障害・知的障害に加え、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病患者などの特性を理解し、必要な配慮についての市民の理解の促進。 ■学校教育活動において、障害者団体会員や障害福祉施設利用者と交流する機会や支援学校との交流行事を開催するなど、体験的な活動を取り入れた学習の場を設定。 ■社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動への理解を促すとともに活動の参加を呼びかけ、地域でのボランティア活動を活性化。 ■手話経験年数別に、手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程・ステップアップ講座）を開催し、手話奉仕員を養成するとともに、手話に対する市民の関心を向上させるための、市内事業所での手話教室や生涯学習出前講座*での意思疎通支援事業についての講座を実施。



主 な 施 策	
3	権利擁護制度の周知と理解の促進
方向性	<p>●判断能力が十分ではない障害のある人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、また財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、誰もが持っている権利を守るために、権利擁護に関する相談や制度の周知等に取り組みます。</p>
取 組	<p>■成年後見制度の周知・理解の促進に努めるとともに、制度利用にあたり市役所窓口や基幹相談支援センターで、申立に関する相談・支援や助成を十分に行うことができる環境の整備。</p> <p>■平成29年度から法人後見事業*を開始する市社会福祉協議会との連携の強化。</p>
4	障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援
方向性	<p>●障害のある人や家族が、悩みを相談し、情報交換や交流を図れるように、障害者関係団体や障害のある人及び関係者の自主的な活動を支援します。</p>
取 組	<p>■障害者関係団体の活動に対する支援と加入促進のための団体情報の提供と啓発。</p> <p>■さまざまな困難を抱える障害のある人や関係者が、問題解決に自主的に取り組む活動への支援。</p>
方向性	<p>●地域住民との交流や協働の機会を設定することで、自立と社会参加を促進するとともに、地域住民の障害や障害のある人に対する理解を深めます。</p>
取 組	<p>■各種施策の実施に際して、障害のある人やその家族の声を的確に反映するため、市と当事者、関係団体などが意見交換を行える場の設定。</p>



主 な 施 策	
5	地域共生社会の実現
方向性	<p>●平成29年2月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が決定した「地域共生社会*」の構築に向けて、法改正など国の動向に注目しながら、実現に向けた体制づくりに努めます。</p>
取 組	<p>■個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応するため、関係各課や社会福祉協議会との連携を強化。</p> <p>■区長、民生委員、福祉委員*との連携を深め、地域のさまざまな課題を把握し、情報を共有。</p> <p>■障害のある人が積極的に、地域の行事や公民館活動などに参加できるよう環境を整え、活動できるよう支援。</p> <p>■地域住民が安心感と生きがいを持って暮らせる地域をつくるため、地域住民が『我が事』として地域づくりに参画する意識の向上。</p> <p>■和歌山県が推進するあいサポート運動*を、市内で広め、困っている人を積極的に支える機運を醸成。</p>



第5章 基本目標2

地域で心豊かに暮らせるまちづくり

今後の方向性

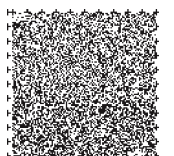
○障害のある人のニーズに応じたさまざまな福祉サービスや医療的ケアの提供・充実に努めるとともに、相談体制を強化し、障害のある人やその家族が、住みなれた地域で暮らし続けることができるような体制をつくりま

す。

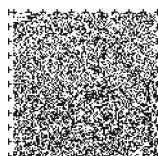
基本的な施策

主 な 施 策

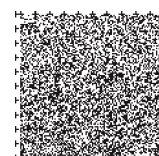
主 な 施 策	
1	多様な情報手段の活用で確実な情報提供
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報紀の川」「紀の川市暮らしのガイドブック」「障害者福祉のしおり（和歌山県発行）」及び市ホームページやフェイスブックなどを活用し、障害のある人やその家族に、生活に必要なさまざまな情報を確実にわかりやすく提供することに努めます。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 視覚や聴覚等に障害のある人が、必要な情報を入手できるよう、市が発行する文書や広報紙などの点字版、音声案内版の発行。 ■ 市ホームページへのウェブ・アクセシビリティ化*を推進し、視覚や聴覚などに障害のある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援の実施。 ■ 手話言語条例*を制定し、聴覚に障害のある人の言語を保障するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣や手話通訳職員の設置などの環境整備。 ■ 指定一般及び指定特定相談支援事業所や障害福祉事業所でも、さまざまな情報を提供できるよう、研修会などを開催し、情報提供体制を強化。



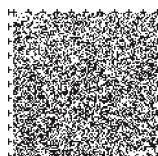
主 な 施 策	
2	相談体制、地域生活支援拠点の整備
方向性	<p>●誰もが安心して住みなれた地域で暮らせるよう、多様化、複雑化する相談内容に対応できる相談窓口の強化や相談支援体制の充実を図ります。</p>
取 組	<p>■市役所窓口など気軽に相談できる場の周知と体制の整備。</p> <p>■身近に相談することができる身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在を周知するとともに、相談員に対しての研修を実施。</p> <p>■障害のある人をはじめ、高齢者、児童、ひとり親、生活困窮者など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員と情報を共有するなど相談活動を充実。</p> <p>■相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの相談支援の充実と相談支援事業者間の連絡調整の強化。</p> <p>■障害のある人の立場に立った「サービス等利用計画」の作成を行う計画相談支援事業*の充実。</p> <p>■保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携と那賀圏域障害児・者自立支援協議会においての各種専門機関とのネットワークの構築。</p>
方向性	<p>●地域生活支援拠点*を整備し、障害のある人の重度化・高齢化や、「親が元気なうちの自立」を見据え、居住支援のための機能をもった拠点となる場を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整えます。</p>
取 組	<p>■那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら、平成32年度末までに、那賀圏域における地域生活支援拠点の整備。</p>



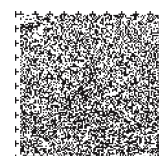
主 な 施 策	
3	地域生活支援の充実
方向性	<p>●障害のある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた紀の川市で生活し続けることができるように在宅での障害福祉サービス等の充実を図ります。また、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害がある人などが、日中活動ができるサービスの確保の充実を図ります。</p>
取 組	<p>■訪問系サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量を確保するとともに、サービス提供事業所に対して、障害の状態に応じた適切なサービスの提供とサービスの質を高めるための助言の実施。 <p>■日中活動系サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、短期入所などの新たな社会資源を確保できるよう事業者への働きかけ。 ・医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害がある人にも、創作・生産活動ができる日中活動の場の確保。 <p>■障害児通所支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが、身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援などのサービスの質の確保とサービス提供事業所の確保。



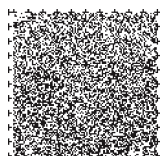
主 な 施 策	
4	住まいの場の確保
方向性	<p>●入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進し、在宅への移行を進めるだけでなく、障害のある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。</p>
取 組	<p>■地域移行支援・地域定着支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援・地域定着支援などを活用し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について指定一般相談支援事業所と連携を強化。 ・福祉施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を支援。 <p>■居住系サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活を支援するため、グループホーム（共同生活援助）の充実。 <p>■地域において、在宅生活が困難な重度の障害のある人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親等による介護が困難になった重度の障害のある人が安心して暮らせる入所施設に円滑に入所できるようバックアップ体制の強化。



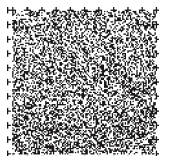
主 な 施 策	
5	家族の高齢化など、困難を抱える家族への支援
方向性	<p>●障害のある人の家族は、高齢化等による心身の負担や親亡き後の不安が増大しており、関係機関などと連携しながら、家族の健康状態の把握や健康相談を行います。また、必要なサービスを活用できるように、障害福祉サービス等の普及啓発を行うとともに、障害者団体活動や家族会への支援を行い、介助家族同士の相談や交流機会の充実を図ります。</p>
取 組	<p>■家族への相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の家族の孤立化・孤独化防止や介護負担軽減に向けて、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、基幹相談支援センター、相談支援事業所、関係各課等と連携を強化し、家族の健康や生活面などの状態を把握し、個々の状態に応じた相談支援体制を強化。 ・障害のある子どもの成長過程における、親の障害受容をはじめとしたさまざまな悩みに対し専門的な相談ができる場、障害のあるなしにかかわらず地域の親子が交流できる場の提供。 ・障害者関係団体や家族会の活動を支援することで、障害のある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流が図れる場を確保。 <p>■障害福祉サービス等利用意識の理解・認識促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の家族の介助負担の軽減が図れるように、訪問介護、短期入所等の障害福祉サービスに関する情報を、広報「紀の川」や市ホームページによって発信・周知。 <p>■困難を抱える家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長、民生委員、サービス提供事業者、基幹相談支援センター、相談支援事業所、関係各課等と連携を強化し、さまざまな困難を抱える家族に対する柔軟で継続的な支援。



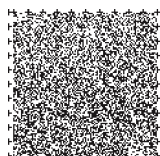
主 な 施 策	
6	子どもから高齢期まで切れ目のない支援
方向性	<p>●障害の早期発見に努めるとともに、障害のある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。</p>
取 組	<p>■紀の川市母子保健体制体系図（資料編参照）を基にした乳幼児の発達検査を実施し、保護者や家族からの相談に応じるとともに、日常生活指導の実施と関係機関を紹介。</p> <p>■那賀圏域障害児・者自立支援協議会子ども部会が作成した療育システム（資料編参照）による支援体制の強化。</p> <p>■障害のある子どもの保護者や家族に対して、育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための随時相談の実施と関係機関との連携を強化。</p> <p>■児童発達支援（児童福祉法による福祉サービス）を必要とする子どもに対して適切な時期に児童発達支援が利用できるよう提供体制の充実。</p> <p>■妊娠期からの切れ目のない支援を行うために、子育て包括支援センターを開設。</p>



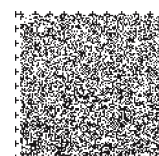
主 な 施 策	
方向性	<p>●インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、全ての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進を支援します。</p>
取 組	<p>■教育・保育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図り、発達障害の早期発見に努めるとともに、適切な支援が受けられる体制の強化と発達障害児者支援の充実。</p> <p>■早期支援コーディネーターが保育所、幼稚園での就学説明会、学校訪問及び健康推進課が実施する発達相談に同席するなどの相談体制を継続するとともに、関係機関との連携を強化。</p> <p>■個別の教育支援計画である「つなぎ愛シート」の作成を通して就学先で必要と考えられる支援内容等について保護者との合意形成を図り、就学後の活用に向けた引継ぎ体制の充実と個人に応じた指導の実施。</p> <p>■障害の特性・学校や地域の状況・専門家の意見等をもとに総合的に判断し、障害のある子どもが、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・支援学校のどこに進むのが最良かを協議する教育支援委員会での教育・保育・保健・医療・福祉の連携体制の強化。</p> <p>■障害のある子どもと保護者が、就学先を決定するために、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・支援学校での具体的な教育内容を情報提供するとともに、就学に関するガイダンス等、保護者が主体的に就学相談に臨むことができる体制づくりの推進。</p>
方向性	<p>●障害のある人が安定した生活をおくり、自立や社会参加をさらに進めるためには、経済的に安定することが重要です。このため各種年金や手当制度などの充実と制度の周知に努めます。</p>
取 組	<p>■在宅で生活する障害児・者の生活安定を図るため特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当などの制度の周知。</p> <p>■在宅で生活する障害児・者の生活安定を図るため、市単独で支給する重度心身障害者福祉手当、心身障害児扶養手当の周知。</p> <p>■税の減免や有料道路通行料金の割引、身体障害者自動車改造助成など各種制度の周知・普及。</p>



主 な 施 策	
方向性	<p>●障害の原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心と体の健康づくりを支える保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。また、地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるように、体制の整備を図ります。</p>
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■生活習慣病を予防するための健診や、がん検診をはじめとする各種健（検）診を受けやすくするための整備。 ■健康教育の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくりなど健康に関する意識を普及・啓発。 ■重度障害のある人の医療費自己負担金に対する助成や自立支援医療の公費負担と制度の周知。 ■専門的な医療を必要とする障害のある乳幼児や障害のある人、難病患者に適切に対応するため、専門医の把握等に努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーションなどとの連携の強化。 ■難病患者とその家族が安心して在宅療養ができるよう、医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、重症難病患者に対する訪問診療や訪問看護の課題の検討と在宅療養体制の充実。 ■常時、医療的ケアを必要としている人へのサービスの充実や加齢や障害等により身体の機能が低下している人に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション体制の充実。



主 な 施 策	
7	スポーツを地域住民とともに楽しめる機会の提供
方向性	<p>●障害のある人がスポーツに親しみ、参加することで充実感や生きがいを感じられるよう、社会参加を促進し、市民との交流を図ります。</p>
取 組	<p>■障害特性を理解したスポーツ推進員を養成し、障害のある人のニーズに応じた身近なスポーツ教室等を開催するなど、日常的なスポーツ活動を支援。</p> <p>■障害のある人と市民が、ともに参加・交流できるスポーツフェスティバルの開催。</p> <p>■障害のある人が気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ施設のバリアフリー化を図るとともに、用具を充実させ、安全にスポーツに取り組める環境を整備。</p> <p>■市民体育館、市民公園プールなど、全ての人に利用してもらいやすいようユニバーサルデザインに配慮。</p>
8	学びたいことを生涯を通じて学ぶことができる機会の提供
方向性	<p>●障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。</p>
取 組	<p>■障害のある人が、気軽に生涯学習に親しめるよう社会教育施設のバリアフリー化の推進。</p> <p>■公民館等での各種講座やイベントについて、障害のある人の参加に配慮した企画づくりをするとともに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し参加を促進。</p> <p>■河北、河南図書館とも車いすが移動しやすい段差の少ない施設であるが、車いすでも手に取りやすい高さに本を収納するなど、障害のある人が、より図書館を利用しやすいようバリアフリー化を推進。</p> <p>■心の健康に関する本や障害のある人への理解を深める書物、点字資料、及び大活字本の充実。</p>



第6章 基本目標3

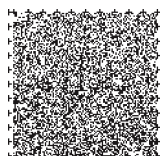
働き続けることのできるまちづくり

今後の方向性

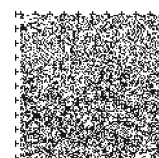
- 障害のある人の一般就労に向けて、一般企業等への啓発を充実させるとともに、関係機関との連携強化、相談支援、情報提供などを通じて支援を行うことにより、障害のある人の就労サポートと定着支援を図ります。
- 一般就労だけでなく、多用な就労の場の確保や就労形態の創出を進め、その人に応じた自立支援に努めます。
- 障害のある人が長く働き続けることができるよう、また、仕事をやめても再び働けるように支援していきます。

基本的な施策

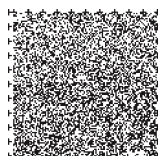
主 な 施 策	
1	総合的な就労支援体制の確立
方向性	●雇用の一層の推進のため、職場実習及び雇用から職場定着までの一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携を緊密にします。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■那賀圏域障害児・者自立支援協議会就労部会を核とする、関係機関の連携による障害のある人の就労支援体制の確立。 ■岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）、公共職業安定所との連携による相談支援体制の充実。 ■人材確保・育成のための研修の実施。



主 な 施 策	
2	福祉的就労事業所の整備と事業所への支援
方向性	●さまざまな場で障害のある人が働くことができるよう、福祉的就労事業所を充実させていきます。
取 組	■「就労移行支援」「就労継続支援」などの就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上。 ■福祉的就労事業所が抱える課題等を、那賀圏域障害児・者自立支援協議会就労部会を通じて把握し、分析するとともに改善に向けた取り組みの展開。
3	一般就労への移行と定着支援の推進
方向性	●雇用・就労の場や職業体験の受け入れ先を確保するとともに、福祉的就労事業所から一般雇用への移行を促進するため、関係機関との協力により就労分野の拡大を図ります。
取 組	■障害のある人の一般就労の促進、定着のため就労移行支援やトライアル雇用、ジョブコーチなどの情報周知を図り、利用を促進。 ■短期雇用、医療機関の受診などを考慮した勤務体制の整備など障害のある人にとって働きやすい環境づくりの推進。
方向性	●障害者雇用率制度*の運用に努めるとともに、障害のある人の雇用促進のための環境整備を図ります。
取 組	■市職員の雇用にあたっては、法定雇用率を基準とし、その能力と特性をもとにした積極的な雇用を推進。



主 な 施 策	
4	工賃、給料アップに向けての取り組み
方向性	●障害のある人が働きがいを感じられるよう、また自立に向けて工賃・給料アップができるよう支援します。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■和歌山県と連携し、工賃水準を向上。 ■「障害者優先調達法」に基づき調達方針を作成し、数値目標を定め、福祉施設からの製品の購入について毎年実績を公表。 ■市における関連事業との連携を図り、障害のある人の就労の場を確保。
5	事業主や従業員の障害に対する理解の促進
方向性	●事業主や従業員等の障害に対する理解を深めるため、関係機関と連絡、調整、情報交換を図りながら、引き続き一般企業等に対する啓発の推進に取り組めます。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人への理解の促進及び就労先開拓のため、岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）と連携し、一般企業訪問等を継続。 ■障害のある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主や従業員などへ積極的に啓発。 ■勤務していた人が、疾病や事故などにより障害が生じた場合、円滑な職場復帰ができるよう、事業主等に対し受診のための休暇や人事配置などの配慮を啓発。

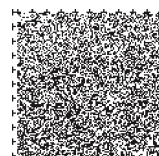


第7章 基本目標 4

安全・安心が確保されるまちづくり

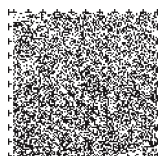
今後の方向性

- 障害の有無に関わらず市民の安全と安心を守るため、防災体制・防犯体制・消費者対策などに取り組み「自分たちの地域は自分たちで守る」という機運を高めます。
- 災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。
- 障害のある人を災害から守るため、避難や避難所での支援などの仕組みづくりを進めます。
- 障害のある人が、地域において自立した暮らしができ、安心してまちに出かけられるよう施設・道路のバリアフリー化を進めます。

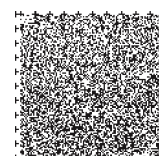


基本的な施策

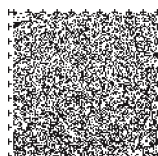
主 な 施 策	
1	緊急時の避難体制の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに対応できるよう要援護者への支援や災害時の支援体制を充実します。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■防火・火災知識の向上と災害時などに的確な対応を図れるよう、各種防災訓練を実施して、全市的な啓発及び防災意識を向上。 ■災害時に迅速かつ的確な情報提供を行うため、防災行政用無線・広報車・メール配信・FAX送信・サイレン、警鐘などによる周知。 ■避難場所の周知をはかるとともに、福祉避難所の迅速な開設と福祉避難所への安全な誘導。 ■視覚・聴覚に障害のある人など、情報保障に配慮の必要な人に対する情報伝達体制を整備し、確実性を向上。 ■スマートフォンなどから容易に通報が可能になる緊急通報システムWeb119*サービスの周知と事前訓練の実施。
2	緊急時の障害児者の個別支援内容の把握
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、「要援護者情報提供同意確認書」において同意された方の情報を活用した適切な避難支援や安否確認を行なうことができるよう体制を整備します。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■情報提供に同意された方それぞれの状態に応じた「個別支援計画*」の作成と情報の維持・管理体制の整備。



主 な 施 策	
3	防災・防犯対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の保全並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、市における災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興の実施計画を定めた地域防災計画をもとに防災対策を推進します。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■自主防災組織が市内全域に組織されるよう啓発を実施し、組織の資機材整備や育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明確にし「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の向上と自主的な防災活動を支援。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の障害のある人に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進します。
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ■防犯連絡協議会との連携を強化し、ボランティアが行う地域安全運動を支援。 ■専門相談員を配置し障害者相談窓口を強化することで、悪質商法による契約トラブルなど、消費生活に関するさまざまな相談、解決に向けたアドバイスを実施。 ■障害者関係団体を含め各種団体及び市民向けの出前講座の実施や消費者問題について理解を深めてもらうための啓発を実施。 ■警察と地域の障害者関係団体、福祉施設、行政などとの連携を強め、犯罪被害の防止と早期発見を強化。



主 な 施 策	
4	施設・交通機関のバリアフリー化の促進
方向性	<p>●障害のある人の社会参加を阻止するバリアの解消に向け、順次公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ソフト面においても、案内表示・情報提供など誰もが必要な情報が得られるよう、情報のバリアフリー化も進めていきます。</p>
取 組	<p>■視覚障害者用誘導用ブロック（点字ブロック）やスロープの設置、トイレ改修、音声案内・ガイドの設置、わかりやすい案内表示など、誰もが利用しやすい公共施設・道路の整備と拡充。</p> <p>■障害の有無に関わらず、誰もが使用しやすい学校施設となるよう、障害特性に応じて合理的配慮に努めるとともに、学校施設の整備・改修の際には、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を持った整備の実施。</p> <p>■市内公共施設での案内や広報紙・市ホームページなどにおける情報発信については、視覚障害、聴覚障害、知的障害など、情報の入手にあたって支援を必要とする人の特性に応じた情報提供を充実。</p> <p>■選挙において、点字、音声、拡大文字、又はインターネットを通じた候補者情報の提供、情報通信技術（ICT）も活用しながら、障害特性に応じた情報提供の充実。</p> <p>■移動が困難な人に配慮した投票所のバリアフリー化、郵便等による不在者投票、心身の故障などの事由により投票用紙に自書できない場合の代理投票などのさまざまな配慮と対応。</p>



第8章 計画の推進と達成状況の点検及び評価

第1項 関係機関・団体との連携

障害のある人が、日常生活において不安や悩みを抱えながら暮らしているという実情が潜在化している場合も考えられます。障害のある人もない人も、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし本計画の策定をしました。

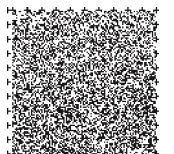
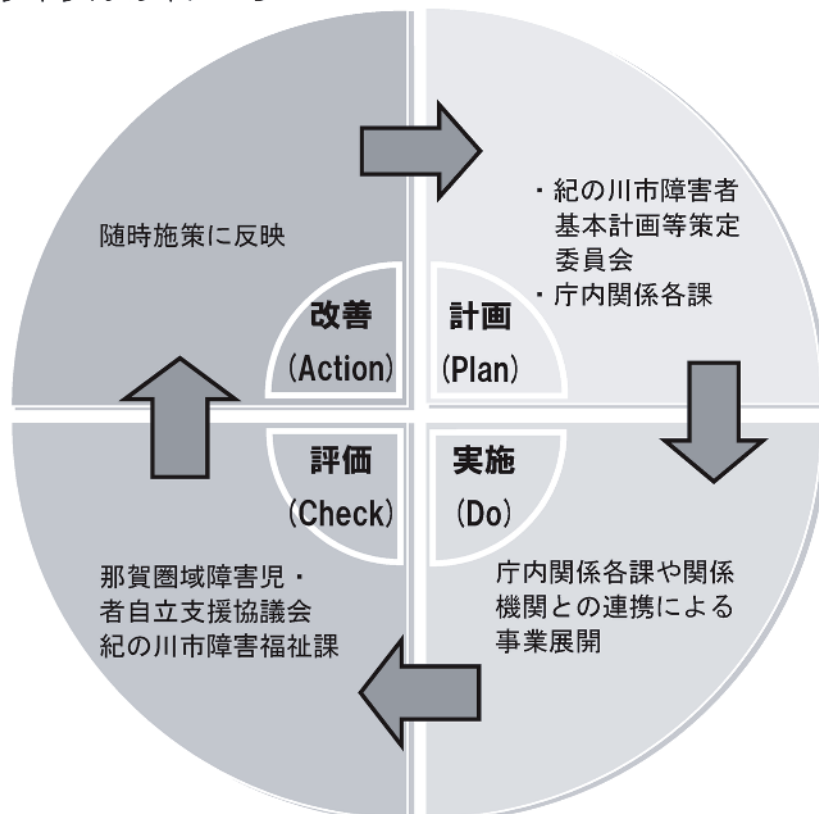
自治会などの地域住民、民生委員、ボランティア、障害者団体、教育関係機関、社会福祉協議会や基幹相談支援センター、サービス提供事業者などあらゆる機関と連携協力をし、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

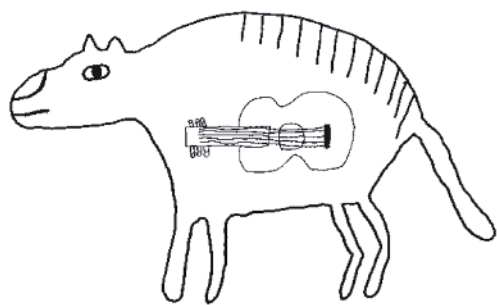
第2項 計画の進行管理、点検・評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入することが求められています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、那賀圏域障害児・者自立支援協議会に報告し、意見を求めるなど、計画の進捗管理を行っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ





いさくろあおさみ

Po-zkk 瀧川幸法さん 画

